
地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第5次中間答申＞

(案)

平成20年6月27日

情 報 通 信 審 議 会

目次

第一章 総論	1
1. 第5次中間答申における基本的考え方	1
2. 放送のデジタル化の意義	1
3. 今後の課題	2
第二章 国民の理解醸成	3
1. 周知徹底	3
(1) 現状	3
(2) 審議会における議論	3
(3) 提言	6
2. 悪質商法対策	8
(1) 現状	8
(2) 審議会における議論	8
(3) 提言	9
3. 相談体制	9
(1) 現状	9
(2) 審議会における議論	9
(3) 提言	11
第三章 受信側の課題	13
1. 受信機の普及	13
(1) 現状	13
(2) 審議会における議論	14
(3) 提言	17
2. 共聴施設の改修促進	20
(1) 現状	20
(2) 審議会における議論	21
(3) 提言	24
3. 公共施設のデジタル化	27
(1) 現状	27
(2) 審議会における議論	27
(3) 提言	29
第四章 送信側の課題	30
1. 中継局整備	30
(1) 現状	30
(2) 審議会における議論	31
(3) 提言	32
2. デジタル混信	34
(1) 現状	34
(2) 審議会における議論	35
(3) 提言	35
3. ケーブルテレビ	37
(1) 現状	37
(2) 審議会における議論	37

(3) 提言	37
4. I P再送信	39
(1) 現状	39
(2) 審議会における議論	40
(3) 提言	40
5. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策	41
(1) 現状	41
(2) 審議会における議論	41
(3) 提言	43
第五章 デジタル放送の有効活用	46
1. 公共分野における有効活用	46
(1) 現状	46
(2) 審議会における議論	46
(3) 提言	47
2. 字幕放送・解説放送等の拡充	47
(1) 現状	47
(2) 審議会における議論	48
(3) 提言	50
3. 地デジの特性を活かした番組づくり	50
(1) 現状	50
(2) 審議会における議論	51
(3) 提言	51
第六章 アナログ放送終了にあたっての課題	52
1. アナログ放送終了のための放送対応手順（「アナログ放送終了計画」）	52
(1) 現状	52
(2) 審議会における議論	52
(3) 提言	53
2. 廃棄・リサイクル	54
(1) 現状	54
(2) 審議会における議論	54
(3) 提言	55
3. アナログ放送終了のための体制整備	56
(1) 現状	56
(2) 審議会における議論	56
(3) 提言	56
第七章 アナログ放送終了後の課題	58
1. 地上系放送基盤の整備	58
(1) 現状	58
(2) 審議会における議論	58
(3) 提言	58
2. 53チャンネル以上を使用する中継局のチャンネル切替（強制リパック）	58
(1) 現状	58
(2) 審議会における議論	59
(3) 提言	60

第一章 総論

1. 第5次中間答申における基本的考え方

平成13（2001）年の電波法改正等により、アナログ放送の終了期限として定められた平成23（2011）年7月24日まで残り3年となった。アナログ放送を視聴していたすべての世帯が円滑にデジタル放送に移行するためには、平成23（2011）年7月にアナログ放送を終了する時点までに、これまでアナログ放送を御覧いただいた世帯に確実にデジタル放送を送り届け、また、全国の世帯がデジタル放送の受信に対応していただくことが必要であるが、これを実現するためにアナログ放送終了までに解決すべき課題は、いまだに山積している。

昨年8月の第4次中間答申では、「アナログ放送の終了まで4年を切りデジタル化を完了するための最終段階に入った」という認識を示したところであるが、本中間答申では、「アナログ放送を円滑に終了させるために必要な施策は何か」という観点を中心に、第4次中間答申でさらに検討を行うこととされていた事項を含めて、最終段階の残りの期間で実施すべきことをすべて盛り込むこととした。

これからの3年間は、最終段階の中でも、「仕上げ」の段階である。国は、電波法令に基づきアナログ放送を円滑に終了させるため、率先して送受信対策の全般にわたり、全力で取り組むことが求められる。また、放送事業者は、デジタル放送の事業主体として、アナログ放送のすべてのカバーエリアをデジタル放送でカバーできるようデジタル中継局整備等に取り組むとともに、アナログ放送のサービスを提供しているすべての視聴者に対して、アナログ放送が2011年7月に終了するということを明確に伝えることが必要である。さらに、メーカー、販売店、地方公共団体等関係者も、国や放送事業者の取組を踏まえ、各主体の役割を果たす必要があり、このような関係者が一丸となった取組が円滑に行われるような枠組みを整えつつ、着実に実施することを通じて初めて高齢者まで含めたすべての国民の理解・協力を得られると考えられる。

そこで、第4次中間答申で示した各主体の役割や取組の姿勢を基本としつつ、さらに、受信者がデジタル放送に確実に対応できるようにするために、各地のデジタル化の状況を把握し、個別相談対応を行い、周知広報・指導あっせんまでを行う地域密着型の全国組織（以下「地デジ推進全国組織（仮称）」という。）を総務省が関係者の協力を得て構築し、この「地デジ推進全国組織」の地方拠点（「テレビ受信者支援センター（仮称）」）を、できる限り早期に、国民に身近なところに設置し、国民からの相談にきめ細かく対応することが、これからの「仕上げ」の段階には必須である。本中間答申では、この全国に設置される拠点を通じてさまざまな施策を講じていく、という前提で提言を行う。

我が国におけるアナログ放送の終了・デジタル放送への移行の方法は、デッドラインを平成23（2011）年7月と決め、そこから逆算して必要な準備を検討し、あらゆる関係者が共通の目標に向かって取り組んでいこうとするものである。本中間答申の提言を踏まえて、それぞれの関係者が必要な取組を行うことによって初めて、平成23（2011）年7月にアナログ放送を終了しデジタル放送に完全移行することが、確実なものとなる。

本中間答申で提言する施策が適切に講じられることにより、国民の理解を得つつ、平成23（2011）年7月にアナログ放送が円滑に終了するための万全の取組が行われることを期待したい。

2. 放送のデジタル化の意義

地上デジタルテレビジョン放送は、平成15（2003）年に、三大都市圏で開始され、平成18（2006）年12月には、全放送事業者のデジタル親局が開局し、全都道府県でデジタル放送を視聴することが可能となった。

アナログテレビ放送を受信していた世帯がデジタルテレビ放送を受信するためには、一定の経済的負担がかかることとなるが、日本が、世界で最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築し、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにすると共に、増嵩する周波数需要にこたえていくためには、地上放送のデジタル化は不可欠である。

視聴者にとってのデジタル化のメリットとしては、例えば、高画質・高音質によるテレビ番組を見ることができるようになる（大画面でもきれいなハイビジョン映像を楽しむことがで

きる) ことのほか、データ放送や「ワンセグ」などアナログテレビ放送では実現困難であった新しいサービス利用が可能となることなどがある。また、電子番組表 (E P G) や字幕放送の標準化なども視聴者メリットとしてあげられる。

国民全体としてのデジタル化のメリットとしては、例えば、周波数利用の観点からアナログテレビ放送時に使用していた周波数の約 6 5 % に効率化が図られるため、残りの周波数は、周波数ニーズの高まっている他の用途 (①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム (I T S)」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④移動体向けのマルチメディア放送等テレビジョン放送以外の「放送」) に用いることが可能となり、今後ワイヤレスブロードバンド時代を踏まえたシステムの検討が行われる予定である。

なお、アナログ放送からデジタル放送への移行は、諸外国においても実施されているところであり、2 0 0 0 年代初頭を中心に、欧米でデジタルテレビ放送が開始されている。また、アジア諸国でも順次デジタルテレビ放送が開始され又は開始される予定である。既に、オランダ (2 0 0 6 年終了)、スウェーデン (2 0 0 7 年終了)、フィンランド (2 0 0 7 年終了) などでは、アナログ放送を終了しており、ドイツ (2 0 0 8 年終了予定)、アメリカ (2 0 0 9 年終了予定)、フランス (2 0 1 1 年終了予定)、イギリス (2 0 1 2 年終了予定)、韓国 (2 0 1 2 年終了予定) などでも、アナログ放送終了に向けて取り組んでいるところである。

3. 今後の課題

第 4 次中間答申では、送信側の課題として①中継局の整備と②補完措置を、受信側の課題として①受信機の普及と利便性の向上と②共聴施設の改修等をあげるとともに、周知広報や公共分野への利活用を課題としてあげた。また、アナログ放送の終了にあたっての課題として、①デジタル放送への全面移行のための体制整備、②デジタル放送の視聴実態の把握、③デジタル受信のための工事集中回避のための取組、④アナログ放送の終了のための課題の洗い出しと解決のための体制、⑤アナログ放送の終了のための計画の立案と公表をあげたところである。

これらの課題については、第 4 次中間答申を踏まえて、さまざまな取組が実施されているところであるが、「平成 2 3 (2 0 1 1) 年にアナログ放送を円滑に終了する」という観点から、さらに取組を強化する必要がある点を中心に課題を整理すると、次のような課題があると考えられる。

国民の理解醸成として、①周知広報の徹底 (特に高齢者等への周知)、②きめ細かな相談・支援体制の確立などが課題である。

受信側の課題として、①デジタル受信機の普及と②共聴施設の改修などがあげられる。受信機の普及のためには、従来のデジタル受信機の低廉化・多様化とともに、新たに簡易なチューナーの開発・流通や明らかな経済的理由によりデジタル放送を視聴するための対応が困難な世帯に対する支援も必要である。共聴施設の改修については、辺地共聴施設、受信障害対策共聴施設及び集合住宅の各共聴施設の実情を踏まえた改修促進の取組が必要である。共聴施設には、公共施設も含まれるが、この公共施設のデジタル化を適切に実施することも重要な課題である。

送信側の課題として、中継局整備に加え、①ケーブルテレビの整備、②I P 再送信基盤の整備、③暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の実施などがあげられる。

アナログ放送終了にあたっては、①アナログ放送の終了のための体制整備や②アナログ放送の終了のための計画などが課題であり、平成 2 3 (2 0 1 1) 年 7 月以降 (アナログ放送終了後) の課題としては、①暫定的な衛星利用による難視聴地域対策終了時までの地上系放送基盤整備、②一部地域におけるデジタル放送のチャンネル切替などがある。

デジタル放送の有効活用も課題である。

これらの各課題について、第二章以下で提言を行う。

なお、第二章以下では、各課題の解決に向けて、国が地方公共団体の協力を得て実施することを提言している部分があるが、具体的な制度設計にあたっては、国は、有効な対策を実施するために地方公共団体と協議すべきであり、地方公共団体に対して一方的に負担を押し付けることがないよう配慮すべきである。

第二章 国民の理解醸成

1. 周知徹底

(1) 現状

①周知広報の取組

平成23(2011)年7月にアナログ放送を終了し地上デジタル放送に完全移行することについては、総務省、放送事業者、(社)デジタル放送推進協会(Dpa)、地方公共団体等の関係者が協力・連携して、周知広報に取り組んできたところであり、例えば、次のような周知広報を実施している。

総務省では、各種パンフレット・チラシ等の作成・配布、アナログ受信機に当該受信機が平成23(2011)年以降は単独での使用が不可となる旨を告知するシールの貼付、新聞・雑誌への広告掲載、公共施設等でのポスターの掲示、家電販売店等の店員を対象とした講習会の開催、住民向け説明会、政府広報を活用した広報コンテンツの作成などの取組を実施している。特に、地上デジタル放送自体に関する認知が進む一方で視聴者が実際に地上デジタル放送を視聴する場合に必要な情報を、より具体的に提供していくことが求められることから、本年3月からはUHFアンテナの必要性の周知に特化したチラシを作成し、家電販売店等に配布する取組を開始した。

放送事業者では、Dpaが制作したテレビスポットを年間各社1000本以上放送するとともに、放送番組において、地上デジタル放送のメリットや受信方法等について紹介している。民間放送事業者では、本年5月から各系列局ごとに強化月間を設けて、報道番組やクイズ番組等を通じた地デジPRを多彩に展開するとともに、年間を通して独自企画の積極的な取組を推進している。NHKでは、デジタル放送の様々な疑問に答える番組(「デジタルQ」)を毎週日曜日に放送するとともに、広報番組、定時番組、特集番組等、多様な番組で地デジに関する情報を取り上げていく取組を行っている。

Dpaにおいては、昨年度実施した「地デジ体感!全国キャラバン」に引き続き、今年度は具体的な準備を進めていただくことを目的とした「”地デジ準備”全国キャラバン&受信説明会」を実施するなど、各種地デジ関連イベントを実施するとともに、ホームページに分かりやすい受信方法の解説や地上デジタル放送が視聴できるエリアを示した「エリアのめやす」などを掲載している。地方公共団体では、広報誌等を活用して、地上デジタル放送に関する周知を行っている。

②総務省調査の結果

このような周知広報の取組にもかかわらず、総務省が本年3月に実施した「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の結果では、地上アナログテレビ放送が終了することについての認知度は92.2%(昨年3月調査では93.9%)と昨年に引き続き9割を超えほぼ定着したものと考えられるが、その具体的な終了時期(2011年)の認知度は64.7%(昨年3月調査では60.4%)であり、1年前から4.3%しか増加していない。

なお、これらの情報の認知経路は、テレビ(90.5%)、新聞(44.9%)、家電量販店の店頭(28.5%)などである。

また、地上デジタルテレビ放送の受信方法についての認知度は、アンテナ改修等が必要な場合があること(51.6%)、デジタルチューナー等と接続すればアナログテレビを引き続き使用可能であること(62.4%)、ブラウン管テレビを廃棄する場合に廃棄料が必要であること(59.4%)などについて、5~6割程度である。

(2) 審議会における議論

- ・ 「地デジに移行する」ことに関する広報は成功していると思うが、「各家庭で何をどうすれば良いのか」ということは、まだ十分に理解されていない。何をしなければいけないのかが一目で分かるガイド(フローチャートやチェックリスト)を用意すべき。
- ・ まず、デジタル化の際に採りうる選択肢を用意し、主観を捨てて、その選択肢の広報を行うべきである。また、予想されるトラブルについて、できる限り列举したものを周知すべきである。その上で、いつ何をするかは消費者に決める権利がある。
- ・ 現状では、すべての世帯で地上デジタル放送視聴の仕組みの理解がされるような周

知がまだ不十分である。

- ・ どこに相談すれば良いかが分からない人もいるので、相談先の周知が必要である。
- ・ テレビでのさらなる具体的な周知広報が必要である。
- ・ 高音質・高画質、データ放送等のデジタル放送の魅力について、十分な周知広報が必要である。
- ・ 地デジへの移行により空いた周波数帯は、国民の利便性向上につながることを国民にきちんと説明すべきである。
- ・ パンフレット等の配布先に関して、消費生活センターに置いて、そこに行かない方もかなりいるので、家電販売店のほか、多くの人が出入りするような、郵便局や公立病院などに置いてはどうか。特に高齢者は病院や郵便局などには多い。公共的な遊興施設や社会教育施設的にも、できるだけ幅広く、できるだけ多くの方の目に触れるよう配布をすべき。
- ・ 地デジの視聴方法や新たな難視になる場合の対応などについて十分に周知されているとは言いがたい。国・放送事業者は、これまで以上に、まだ地デジ電波を発射していないエリアや難視聴エリアの住民に対する、より積極的、効果的な周知広報活動を展開していくべき。地デジそのものについての周知は進んでいるようではあるが、その使い方やいつエリアに入るのかということについては、まだ不十分ではないか。徹底的、集中的に住民の目に触れるような手法の具体例として、プライムタイムのTVCM、キャラバン活動の充実、地デジパンフの全戸配布等を提案する。
- ・ チラシでセット販売されているテレビの中に、地デジ対応ではないテレビがある。チラシ掲載のみで販売する場合でも適切な説明をするなど、販売側が責任をもって販売すべき。
- ・ 高齢者に十分情報が行き届くよう、周知広報を行うべき。郵便物などをお届けしても、捨ててしまったり、なかなか意味が通じない場合もある。やはり相当、懇切丁寧なご説明が必要と思う。
- ・ 共聴施設について、「全然情報が届いていないな」という現実を自分が体験した。文章で「情報が届くよう周知広報の徹底」とか、「早期改修の働きかけ」と書くと、1行だが、細かく対応するのは本当に大変なことである。いろいろ手間がかかることだとも思うし、お金もかかることだとも思うけど、着実に丁寧にやっていくよう、よろしく願いたい。
- ・ (チャンネル切替について) チャンネルごと移行するということで、その地域というのは限定的に分かる。視聴者の方々にはこの再スキャンということに関しても、かなり徹底した周知を行っていく必要があるかと思っている。
- ・ 以前この委員会で、「なぜデジタル化するのか」や「周波数の有効利用とはどういうことか」という本質的な話が国民にはっきり伝わっていないのではないかとという話題が出た。リパックについても、デジタル化の意義の周知という本質的な話に関連する話だと思う。総務省としては、周波数の様々な今後の利用法がどのような利益を生み出していくのかという大きな流れに関して、どこかできちんと説明する必要がある。
- ・ デジタル110番を進めていく上で、設置、接続、デジタルテレビを購入したけれども、接続ができていないために、地デジが見られない、あるいは取扱いが難しいという消費者のお困りになっていることに対して活動をしようということが基本であって、どちらかというと、サービスではなくて、ビジネスとしての業務をやってまいりたい。依頼者に対してコスト、費用が発生することのご理解をいただくための周知がより今後重要であると思っている。
- ・ 量販店でまだアナログテレビを売っていて、それを地デジ対応と思って買ってしまったという話があり、実態を調べてみた。新生活応援セールというのをやっていて、例えば39,800円でテレビと何とかというセット販売ということだった。ただ、いろいろな表示もしてあり、販売するときにはきちんとアナログという表示だけではなくて、口頭でもお客様に説明するように徹底している。しかし、漏れはあり得ると思うので、大手家電流通懇談会にもこの議論を伝えて、周知を徹底していきたいと思っている。
- ・ 視聴者の理解醸成という点では、かなり難航が予想され、心配である。認知率の向上だけが、理解のバロメーターではないと思う。理解から一歩進めて、納得を得ていくことが必要である。

- ・ 世帯カバー率、受信機世帯普及率、アナログ終了時期の認知率の3つだけではなく、もっときめ細かい手当が必要であり、国民一人一人が、自分がいつ、何をしなければいけないのか、そのためにどんな負担が生じるのか、その負担も、経済面だけではなく、切りかえの手間暇と、今までできたことができなくなったりするデメリットの面も、きちんと知らせていく必要がある。
- ・ アナログ受信機の誤購入防止のシールは、売る側からすれば大変邪魔なシールだと思うが、間違いが起こってからの損を考えれば安いものと思って、何とか販売店にはご協力いただけるよう、またメーカーにもご協力いただけるようお願いしたい。
- ・ アナログ受信機の誤購入防止のシールについて、ショートノティスだったので、全部の大手家電流通懇談会のメンバー企業の意見を集約したという状況にはないが、当社についてはこれは非常に良いことと評価する。本当にわずかしかなアナログ受信機は実際には販売していないのだが、品ぞろえという観点から若干残っているものについて、むしろこれだけ大きくこういうシールを貼るのは誤解を避ける意味で、良いことだと思う。「はがしたりしないように」と書いてあるが、そういう気持ちは全くなく、むしろ心配なのは、出荷段階で貼られていないものが出てきたときに、販売店のほうで表示をするというような対策を講じるべきではないか、というのが当社の意見であり、これも次回の大手家電流通懇談会で議論をして、前向きに受けとめて補完をしていきたい。
- ・ 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」 骨子第5章の国民への周知広報について、誤ってアナログテレビを購入するというような、そういった基本的な情報が浸透していないという事例は、我々現場のほうでもいろいろな照会等があって実感しているところでもあるので、この周知広報体制についても具体的な意見を述べさせていただきたいと思っている。
- ・ 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」の周知広報のところについて、総務省は本年秋をめどに全国10カ所にセンターをつくると書いてあるが、相当、具体的に検討が進んでいる。これはもう少し細かく今年度の検討状況、取組状況を書いていただいたほうが良いのではないかな。これは今年度を過ぎると、来年度以降さらに拡充するという前提と聞いているので、やはり全体像を示していただきたい。誤購入あるいは相談内容を含めて、いわゆるデジタル放送を御覧になる、あるいはテレビを視聴される皆さんからのいろんなことの相談に限らず、具体的な工事に向かうことも含めたことも想定されており、支援センターという包括的なものであるから、ここはより具体的に書いていただいたほうがありがたい。
- ・ 地上デジタル放送への完全移行について、何らかの費用対効果的なものを見せる必要があるのではないのかなという気がする。
- ・ なぜアナログを停波しなければいけないのか、逆に停波するとどれだけのメリットがあるのかということ、わかりやすく定量的な経済効果も含めてまとめておく必要がある。例えば、多少コストがかかるかもしれないが、テレビが見にくいところをなくすというようなプラスの要素も加えていくことが、国民的な理解を得るためには必要なのではないかと思う。国民的理解を得るときに、高齢者や経済的に困難で地デジ対応のテレビが買えないでアナログテレビにデジタルチューナーをつけて見るという人は、地デジに移行することのメリットのほとんどが得られないので、むしろ空いた電波を使ったところの部分で、受益者負担という観点から、新しく電波を利用する人たちが得る利益からそういうものを当てるとか、わかりやすい受益者負担の考え方というの必要ではないか。
- ・ 放送以外の周知では、イギリスでは郵送による周知がかなり徹底されたわけであり、これが日本に合うかどうか、そのタイミングや日本になじむかどうかということも含めて、前向きでありながらも課題を整理することが必要なのではないか。放送による周知については、全国一斉終了に向けて、3年前から早めて取組を強化し、さらにそれを段階的に強化していくことを取り組んでいるが、そういう意味で、どの時期にどのようなことをやっていったらいいかを考える上でも、イギリスは一つの参考にはなる。
- ・ 消費生活センターや電器店等にパンフレットを配布しているようだが、コンビニエンスストア等、日ごろ、ほとんど毎日のように行くような場所にパンフレットを配布すると、お買い物をしたついでに見ていただく機会が増えるのではないかなと思う。

- ・ 広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村があるが、基礎自治体の果たす役割というのは相当大きくなってきているのではないかと考えるので、どこかの時点で、都道府県と市町村の役割の整理をぜひやっていただきたい。

《オブザーバー等の意見》

- ・ 既に国、放送事業者等のほうで相談窓口があるが、今後、さらに個別具体的な相談が増えることが予想されるので、それについてさらなる周知・相談体制の充実をしていただきたい。特に高齢者など、機械に弱い方には丁寧なアドバイスが必要。いわゆる悪質商法で、振り込め詐欺の標的になっている事件も何件か起きている。
- ・ 総務省コールセンターに対しては、基本的な問い合わせが依然として多い。本格普及期を迎えて、高齢者、主婦等への周知はこれまで以上に必要である。またコールセンターの番号周知等を図って、潜在的な相談を掘り起こしていく必要がある。

(3) 提言

周知広報は、アナログ放送を御覧になっている方がデジタル対応をしていただくための端緒となるものであり、きめ細かな周知広報がアナログ放送を御覧になっている世帯に繰り返し届くような取組が徹底される必要がある。特に、お年寄りなど、情報が届きにくい層に確実に情報が届くよう、十分な配慮が必要である。

①周知広報すべき内容

本年3月時点におけるアナログ放送の終了時期の認知度が、64.7%と前年に比べて、4.3%しか増加していない状況を踏まえ、まず、国民に、地上アナログ放送の終了時期及び終了までの具体的スケジュールをより明確に伝える必要がある。

このため、「平成23（2011）年7月には地上アナログ放送は終了する。それ以降は今のアナログテレビではテレビ放送を視聴できなくなる」ことを明確に訴える周知広報に取り組む必要がある。

また、各家庭において、デジタル放送に対応した受信機を購入するなど必要な対応をとらない場合には、アナログ放送の終了とともに地上テレビ放送が見られなくなる、ということを理解していただくとともに、デジタル放送を受信するためにはどのようにすれば良いのかを受信形態別に具体的に周知していく必要がある。周知にあたっては、何をしなければいけないのかが一目で分かるガイド（フローチャートやチェックリスト）を用意することが望ましい。困ったときの相談先についても、どこに相談して良いかが分からない場合には、まずは総務省コールセンターに問い合わせれば良いということの周知を一層徹底すべきである。

さらに、周知にあたっては、地上デジタル放送を受信するために採りうる選択肢を提示することが重要であり、各家庭がその選択肢を適切に判断できるような情報（価格例や手続き等）をより分かりやすい形で提供することが必要である。

総務省コールセンターの相談件数（平成19（2007）年度）では、「受信エリア・送信諸元」（65.1%）が最も多くなっている。既に、Dpaでは、本年3月から表示可能縮尺を1/30万から1/7.5万に拡大し、より詳細な受信エリア情報を提供しているが、国と放送事業者において、今後、さらに視聴者が地上デジタル放送のカバーエリアをできる限り正確に把握できるよう、デジタル電波の測定調査結果等を反映させるなど、カバーエリアの情報提供について定常的に改善に努める必要がある。

また、同センターの相談内容では、「受信障害・混信」（26.1%）が、前年度に比べて大幅に増加していることから、実際にデジタル放送に対応した受信機を購入したがテレビが受信できないという世帯への対応が急務である。このような「受信障害・混信」も含めて地上デジタル放送に対応する際に予想されるトラブルとその解決策について、早急に整理し、コールセンターでの対応、説明会、「地デジキャラバン」などのイベント、ホームページ等あらゆる機会・手段を通じて、適切に周知していく必要がある。

その他、同センターへの相談内容では、「デジタル化の目的・意義」（0.4%）の割合は少なかったものの、そもそもなぜ地上アナログ放送を終了し地上デジタル放送に移行するのかという点についての周知は、すべての国民の理解を得るために必要不可欠であることから、地上デジタル放送の魅力、国民全体の利益確保の観点からのアナログ放送終了の意義などを引き続き国民に伝えていく必要がある。

テレビや録画機等の他、アナログ放送対応の車載用放送受信機（テレビ視聴が可能な

カーナビ)についても、「アナログ放送終了告知シール」等による周知を行っているところであるが、さらに、アナログ放送の終了によりテレビが視聴できなくなることに關する周知を一層強化すべきである。

なお、平成23(2011)年7月には、地上アナログ放送だけでなく、BSアナログ放送の終了も予定されている。例えば、BS放送の視聴を希望しない地上アナログ放送視聴者が、安価な地デジ専用チューナーの存在を知らずに、地デジ・BSデジタル等共用チューナー(いわゆる「三波共用チューナー」)を購入してしまったり、逆に、地上・BS両アナログ放送の視聴者が、地上アナログ放送の終了のみを知って地デジ専用チューナーを購入し、その後、BSアナログ放送の終了を知って三波共用チューナーを購入し直すことになるといった事態が生じないよう、周知広報等に際しては、可能な限り、地上・BS両アナログ放送に係る情報を一元的・効率的に提供するとともに、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせてデジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるよう、総務省を含む関係者が協力しつつ、分かりやすく丁寧な説明を着実に実施していく必要がある。

②放送を活用した周知の徹底等

アナログテレビの視聴者に対して、アナログ放送の終了を周知するためには、アナログテレビ放送によることが最も効果的である。

したがって、放送事業者は、放送番組やスポットを活用して、上記①の「周知広報すべき内容」について、十分に周知を行うよう最大限の取組を行うべきである。番組やスポットを放送する時間帯についても、多くの視聴者が視聴している時間帯に配慮すべきである。

また、第六章の「アナログ放送終了計画」で示す「アナログロゴマーク」、「アナログ放送終了告知スーパー」、「アナログ放送終了のお知らせ画面」等については、周知広報の観点からも多大な効果が期待できることから、放送事業者においては、この計画を着実に実施することが適当である。また、今後のデジタル放送対応受信機の普及状況やアナログ放送終了時期の認知度の状況を踏まえて、さらにこれらの取組を強化することも検討すべきである。

なお、新聞・雑誌による広報の強化や郵送による周知の実施についても検討すべきである。

③地方公共団体・民生委員・老人クラブ等との連携

放送による周知広報は広い訴求力を有する一方で情報量が限られることから正確な情報が届きにくい世帯も多い。特に、高齢者だけの世帯については、その懸念が強いことから、そのような世帯に対しては、国が、地方公共団体、民生委員、老人クラブ等その地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう、取り組んでいくべきである。

また、地元電器店等の協力により、パンフレット配布等の周知広報にも取り組むべきである。

④アナログ受信機の誤購入防止

テレビ受信機の購入者がアナログテレビをデジタル放送が受信できる機器と誤解して購入しないよう注意喚起を徹底する必要がある。アナログ受信機の誤購入に関する周知については、現在、テレビの出荷台数の9割以上がデジタルテレビであり((社)電子情報技術産業協会(JEITA)調べ)アナログテレビについては流通ルートも限られることから、マスメディアによる周知よりも、購入者がアナログテレビを購入する際に個別に注意喚起を促す方法による周知が効果的であると考えられる。

既に、販売されるアナログチューナー内蔵受信機には、「アナログ放送終了告知シール」の貼付や「アナログ放送終了告知チラシ」の同梱等の取組が行われてきたところであるが、アナログ放送終了まで残り3年となった今、一層の注意喚起が求められている。

そこで、総務省とDpaでは、これまでの「アナログ放送終了告知シール」の貼付に加えて、

- ・ アナログテレビにA5又はA6サイズの注意シールを貼付
- ・ アナログテレビの梱包箱に注意印刷又は注意シールを貼付

の両措置を講じるよう、本年5月から順次、アナログテレビのメーカーや販売店に要請しているところであり、本年8月から本取組が開始できるようにするとともに、引き続き、このような取組を徹底し、誤購入防止に努めるべきである。

⑤国民運動の展開

上記①、②、③の取組のほか、(1)の現状でも記述した各種取組についても、引き続き取り組んでいくべきであり、これらのさまざまな地上デジタル放送の周知広報活動を、国民運動として盛り上げていくことができるよう、国は、「地上デジタル推進全国会議」や前述の「地デジ推進全国組織（仮称）」とも連携して早急に関係者間で検討を行い、国、放送事業者、メーカー、販売店、ケーブルテレビ事業者、地方公共団体等のあらゆる関係者が協力して本年度内に、国民運動が開始できるよう取り組むべきである。国民運動の実施にあたっては、国民の目線に立ち、国民が何を求めているかという観点で検討を行うべきであり、多くの国民が一体感をもって参加できるよう、国をあげて運動を展開していくべきである。

国民運動の具体的内容については、必要な経費額等も勘案し、総務省において検討すべきであるが、例えば、国や放送事業者と国民が直接対話できる場（「地デジ対話集会（仮称）」）を各都道府県単位で開催したり、上記の関係者が連携・協力をして地上デジタル放送の説明会を全市町村で開催したりするなどの活動が期待される。

2. 悪質商法対策

(1) 現状

地上デジタル放送に関連する悪質な商法に関する苦情は、総務省コールセンター、総務省、地方公共団体、各業界団体等に寄せられているところであるが、現時点では、これらの情報を共有し、関係者が連携をして対策を講じることができていない。

(2) 審議会における議論

- ・ 経済弱者の支援に関して、クーポン等の手段の中で、設置業者からの請求や精算を明確にしてほしい。ここでいわゆる悪質商法が出てくる可能性がある。
- ・ 社会保険庁の保険に関する還付金詐欺というのが出たように地デジにおいても、何かを配るとかクーポンがあると言ったら、引き出そうとする悪質な者は必ず出てくるので、そうなったときにどうするか。高齢者を守るためにも、各都道府県の警察関係とも何らかの形で連携をとらなければいけない。
- ・ 高知県のように、中山間地域が多く、高齢者が多い中、悪徳商法に対する対策を考える上で、1つの有効な手段としては、地元の電器店の力がどうしても必要だと思っている。
- ・ 相談体制のことで、全体像がよく分かっていない。今のところいろいろな相談窓口がばらばらにある感じがする、それはある程度仕方がないのかもしれないが、あと3年しかない。大きなデザインが必要になっているのではないか。全体の相談を見渡して、今必要とされている施策は何か、対応は何か、悪質商法も含めて、情報がどこかでとられていても、それを分析したり、対応をとらなければ何にもならない。

今、消費者行政の一元化というのが盛んに言われている。省庁はもちろん、全体が集まって、どのような相談状況があるのか、そこにはすごく早急に対応しなければいけないものがあるのではないかとこのことを分析していく頭脳が必要。情報がどこかにあるだけでは全く何にもならないというのは、今までのいろいろな消費者被害の例で分かる。国として全体を通して何か対策を整えていく、情報が集まってきて、対策ができる、仕分けしていく、情報を生かせるということが一番大切なのではないかと。

- ・ 国民生活センターに集まってくる、例えば全国の消費者センターからの相談情報は、パイオネットというシステムで、各省庁でも見られるようになっているはずである。それで、キーワードで検索して、地デジに関する相談情報について何かがあるのではないかと見る目があるかないかで全然変わってくる。一番てっとり早くは各地の消費者センターに来た相談を、地上デジタル放送という観点で分析していくということをすぐにでも行った方が良くと思う。

(3) 提言

総務省は、早急に、関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等による被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供できる仕組みを構築するよう、関係省庁との協議を行うべきである。

また、悪質商法等対策を進めるために、「全国消費生活情報ネットワークシステム」(P I O—N E T)の「消費生活相談情報データベース」等を活用して、悪質商法等に関する情報を収集・共有し、これらの情報を踏まえて、関係省庁が連携して対策を講じることができるよう、総務省において、関係省庁に働きかけるべきであり、また、他省庁に率先して、放送事業者やケーブルテレビ事業者等の所管業界に対して、悪質商法対策に関する協力を要請すべきである。

さらに、国と地方公共団体が連携して、リーフレット、ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を実施するとともに、実際に事例が発生した場合は、関係機関と連携して、情報提供・注意喚起を実施し、再発防止に努めるべきであり、放送事業者への協力要請等により、被害の発生・拡大の防止に努めるべきである。

3. 相談体制

(1) 現状

総務省では、平成16年(2004)年から、地上デジタル放送全般に関する相談窓口として、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信センター」(総務省コールセンター)を設置し、相談対応を行っている。

平成19(2007)年度の相談件数は、99,896件であり、その内容は、「受信エリア・送信諸元」(65.3%)、「受信方法」(64.4%)、「受信機器」(32.6%)、「照会」(27.7%)、「受信障害・混信」(26.3%)となっている。「受信障害・混信」は大幅に増加した。

また、総務省では、本年秋に、全国10か所程度に「テレビ受信者支援センター(仮称)」を設置し、現地の実情を踏まえた相談対応を行う予定である。

また、総務省のほか、販売店、メーカー、などの企業や団体において、様々な相談を受け付けている。ケーブルテレビについては、専門の相談窓口を(社)日本ケーブルテレビ連盟等に設置することを検討しているところである。

(2) 審議会における議論

- ・ アナログ放送の終了のためには、現地調査を含む視聴実態調査及びきめ細かな受信相談・指導が不可欠(「アナログ周波数変更対策」にあたっては、国の権限と責任において、全国30か所に「受信対策センター」を設置し、約470万世帯を対象に4年間にわたって受信対策・相談対応を実施。アナログ放送の終了は、全国の約5,000万世帯が対象)である。
- ・ 地域密着型受信相談体制として「受信促進センター(仮称)」の設置が急務であり、国が中心となって各都道府県に設置すべきである。同センターでは、放送局の置局計画、カバーエリアを把握し、地域ごとの混信や難視の実態を把握するとともに、視聴実態の調査、受信相談・指導、周知・広報を実施する必要がある。また、ケーブルテレビや共同受信施設のデジタル化の実態把握、指導も実施すべきである。
- ・ ケーブルテレビ事業者はケーブルテレビ経由での視聴は有料を前提としているため、お客様との認識のギャップにより苦情をいただく事例が生じている。地上アナログ放送の停波まで3年余となった現在、積極的な働きかけが必要であるが、日常生活において住民と直接向き合っているのは地方公共団体であり、市町村レベルでの地上デジタル放送推進のための広報・相談・苦情等の対応に向け、更なる取組を期待する。
- ・ 各関係団体はお客様からの相談窓口としての体制整備が必要と考える。
- ・ 「広報」と「相談」を区分して考えると、「広報」については、人が多く集まる公共施設にまで幅を広げて周知体制を敷く必要がある。また、「相談」については、(各地域の電機商業組合でも「デジタル110番」を設置しているところであるが)相談内容がたらい回しにならないよう、関係者間の情報共有が必要である。
- ・ 高齢者や関心が高くない方々に対して、どのようなことをしなくてはいけないのかを広報する体制が必要。少し積極的に地域に出て説明をすること等も必要である。

- ・ 相談員の確保・育成が重要。高齢者の再雇用や育児中の女性の活用なども検討すべきである。
- ・ 「電話をかけてください」というだけではなく、電話もかけられない人をどうするか考えるべきである。
- ・ 受信相談センターでは、周知・相談という受け身の対応に加えて、調査や受信指導も行う組織でなくてはいけない。特に、混信や難視の実態も把握し、必要があれば指導も行うべきである。
- ・ 「経済弱者」という集合と「技術弱者」という集合が重なる部分については、技術的なサポートも必要である。
- ・ 高齢者や障害者等の「技術弱者」に対しては、買ってからではなく買う前から何をすれば良いのかを教えてあげるところからサービスを提供すべき。ただし、すべての高齢者・障害者へのサービスが無理であれば、所得制限を設けた上で高齢者・障害者に対して買う前からのサービスを提供すべきである。
- ・ 高齢者に紙を配布するとか相談に来たら対応するというようなことではなく、モデル的な地方公共団体やコミュニティで、1人暮らしの高齢者で実際の工事やチューナー配付も含めた実験をしてみるべきである。
- ・ 最も重要なのは、地域レベルでの相談センターの設置で、今年度、11か所全国につくる予定があるけれども、それを来期には全都道府県に及ぶよう拡大すべきと考えている。そういう体制が用意されるよう、放送事業者も希望している。
- ・ (アナログ放送終了計画の) サードステップ、終了半年前からの取組に進むためには、受信側の対策としては先ほど申し述べた、都道府県単位の受信相談センターで視聴者の相談に応じることができる体制が整備されていることが必須だと考えている。
- ・ アナログ放送終了計画において、早急に開始すべき取組の中に、地域レベルの相談センター、高齢者等の問題、それから技術弱者ということであるが、技術弱者のサポート等、放送事業者の自主的な取組だけではなかなか進まない。むしろ国としてきちんと対応策を考えていただかなければいけない課題が幾つもある。総務省を超えたさまざまな分野にまたがる課題であるので、早急にこの計画案を作成し、この委員会でまとめただけではなくて、いかに実行するかという体制に総務省としても、あるいは政府全体として取り組んでいただきたい。
- ・ 相談体制について、全体像がよく分からない。今のところ相談窓口がばらばらにある感じがする。大きなデザインというのが、必要になっているのではないかな。全体の相談を見渡して、今必要とされている施策は何か、対応は何か、悪質商法も含めて、情報がどこかでとっていても、それを分析したり、対応をとらなければ何にもならない。
今、消費者行政の一元化というのが盛んに言われている。省庁はもちろん、全体が集まって、どのような相談状況があるのか、そこにはすごく早急に対応しなければいけないものがあるのではないかなということを分析していく頭脳が必要。情報がどこかにあるだけでは全く何にもならないというのは、今までのいろいろな消費者被害の例で分かる。国として全体を通して何か対策を整えていく、情報が集まってきて、対策ができる、仕分けしていく、情報を生かせるということが一番大切なのではないかな。
- ・ 全国電機商業組合連合会では、「デジタル110番」という体系的対策をとっているが、地域店がそういうきめ細かい地域密着型のサービスをするのは良いことである。しかし、実際にはテレビの70%以上を家電量販店が売っているという実態があり、また大手8社で構成している大手家電流通懇談会メンバー企業で55%から6割近くテレビを販売しているという実態があるので、地域店の密着型のサービスはそれとして、大手家電量販店も相談等情報の一元化の流れの中に位置づけていただくような取組をしなければいけないと考えている。役員ベースの懇談会に総務省からもご出席いただき、そのような体制をとっていきたいと思っているので、もし形ができたならこの流れの中に加えていただきたい。
- ・ 大阪府豊中市に行って、いわゆる地上デジタル化問題について、地方の声として、今どのような現状になっているかということでヒアリングを行った。デジタル全般について、やはりこれは高齢者の方が現在のデジタル化の意義、なぜデジタル化にするのかということと、どんな設備が必要なのかということの基礎知識がない方が多くいて、特に理解しにくい。非常に分かりにくい。だから、不安をお持ちだということで、非

常に意見を寄せられている。

2年間とった相談件数の推移ということで、平成18年度は34件、平成19年度は40件ということで、先ほど相談件数が9万9,000ぐらいしていたが、これが現在の地方自治体が1,788団体あるとすれば、単純に40を掛ければ、六、七万がこれに上乗せされる相談件数ではないかということで、それが地方も受け持っているということである。

国への要望事項ということで、①で、市民の視点、サービス等を考慮すれば、市レベルでもある程度の内容にはやっぱり答える必要があるだろうということから、対応マニュアル、特に頻度の高いQ&Aを作成してほしい。そうすれば、我々もそれに対して協力は惜しまないが、もっとも近畿総合通信局が、今月、大阪府でやってほしいけれども、以前までは一個も意見が出なかったのにもかかわらず、前回初めて意見が出たが、あまり多く出過ぎてまとまりがつかなかったということである。

前からいわゆる視聴者の立場あるいは住民の立場から申し上げてきたように、周知、広報活動の推進、あるいは相談体制の充実や拡充などをぜひしていただきたいということである。

(3) 提言

デジタル化の必要性について理解いただいた方が、実際にデジタル化対応を行おうとすると、容易に安心して相談できる体制の構築が不可欠である。このため、総務省コールセンターでは、様々な角度からの質問に答えられる体制を組んできているが、国民のみなさまからの一次的な相談の窓口としての本センターの果たす役割はますます重要となっている。一方で、辺地共聴施設のデジタル改修のための具体的方法や、デジタル混信の実態など、地域の実情に応じた相談への対応、あるいは、実際に現地に赴くなど、より地域の実情に即した相談に応じられる体制の整備も必要不可欠である。デジタル対応を行おうとする方が、どう対応して良いか分からず平成23(2011)年7月を迎えてしまうことのないよう、相談体制の強化がこれまで以上に増して、今後3年間の取組の成否を左右するほどに重要となる。

①相談体制の充実・強化

地上アナログ放送が終了することや地上デジタル放送を受信するために必要な情報について、一層の周知徹底を図ることとしても、それぞれの地域、世帯ごとに事情が異なることから、個別相談で対応する必要がある世帯が多数発生すると考えられる。

また、視聴者からの電話又は直接応対による相談に対しては、各地域の実情を踏まえて、個別アンテナ設置、共聴施設設置改修、ケーブルテレビ加入と言った各種の受信方法を助言するだけでなく、相談者の希望に応じて工事業者等の紹介まで行うなど、相談者が専門的知識を有していなくても、容易に地上デジタル放送を視聴できるよう、できる限りのことはすべて行うことを基本に、相談に対応すべきである。

既に地上デジタル放送対応受信機を保有している約44%の世帯は、積極的に新しい情報通信技術を活用しようとする積極的な世帯が多いと想定されるが、これから地上デジタル放送対応受信機を購入する残りの約56%の世帯の中には、デジタル化について全く認識していない世帯やどうして良いか分からないといった世帯も存在する。

このような世帯も含めて、すべての国民が地上デジタル放送に対応できるよう、これまでの相談体制に加え、抜本的に発想を変えた相談体制を構築する必要があり、前述の地デジ推進全国組織が中心となって、この相談体制を構築すべきである。

具体的には、「相談がくるのを待つ」だけではなく、相談を受けるために積極的に出かけていくという取組が必要である。積極的に出かけていくためには、多数の要員が必要であることから、中核となる専門的知識を有する者を配置するとともに、ボランティア等の協力も得ながら効果的・効率的に進めていくべきである。このためには、地デジに関する地元ボランティアの育成やボランティア組織との連携も必要である。説明会や巡回相談の実施にあたっては、市町村、老人クラブ、町内会、民生委員等を対象とした説明会等を行い、さらにこれらの方々の協力により、情報の裾野が広がるような仕組みを構築することで、全国津々浦々まで、情報が届きにくい地方の高齢者まで含めてすべての国民に、デジタル化への対応方法が十分に理解していただけるよう、効果的に周知を徹底することが必要である。また必要に応じて戸別訪問も実施するなど、技術的サポ

ートの充実が必要であると考え。戸別訪問については、悪質商法を誘発する危険性もあるため、戸別訪問者の身分を証明する名札や腕章等を義務付けるとともに、高齢者等に対する周知広報の充実を図る。

また、相談に適切に対応するためには、受信可能な中継局、弱電界地域、混信発生状況等の受信環境を調査・把握するとともに、それを情報提供する仕組みや各地域・世帯におけるデジタル化対応状況の情報収集も必要である。さらに受信障害対策共聴施設のデジタル化対応にあたっては、都市部においては複合的な要因により受信障害原因の特定が困難な場合があること、地上デジタル放送においては受信障害範囲が改善すること、施設の態様が様々であることなど、電話での対応が困難な場合が多々生じることが想定されるため、必要に応じて現地調査や受信状況調査を行うことにより、視聴者からの相談に適切に対応できる体制の整備が必要である。

このような取組をはじめ、地域に密着した調査・相談対応・支援等を適切に行うためには、できる限り、住民に近い所に拠点（「テレビ受信者支援センター（仮称）」）を設ける必要がある。本年秋に、全国で10か所程度で「テレビ受信者支援センター（仮称）」が設けられる予定であるが、その設置場所及び業務内容を早急に拡充すべきであり、総務省は、平成21（2009）年度初頭を目途に少なくとも全都道府県に1か所は設置できるよう、取り組むべきである。

なお、第三章で提言している経済的に困窮度の高い世帯への支援策や、第四章で提言している暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の実施に関しても、十分に相談に応じることができる体制が必要である。

②相談内容の集約と有効活用

総務省及び総務省以外の各相談窓口¹⁾に寄せられている相談内容について、総務省の地上デジタル放送担当課に集約するとともに、集約した情報を分析し、対応が必要な課題を抽出し、抽出した課題について総務省や全国地上デジタル放送推進協議会等の場で具体的な対応を検討し、総務省で対策を講じることができるものについては総務省で対策を講じるとともに、関係業界等の協力を得て対策を講じるべきものについては、関係業界等の協力を得て対策を講じることが必要である。

そこで、総務省では、このような体制を早急に整備するとともに、相談窓口を持っている企業や団体においては、総務省への情報集約に積極的に協力することにより、地上デジタル放送に関する相談内容の集約と有効活用を図るべきである。

¹ 各都道府県電機商業組合「デジタル110番」、(社)日本CATV技術協会、メーカーの相談窓口、量販店の相談窓口、(社)日本ケーブルテレビ連盟、消費生活センター、都道府県・市町村、放送事業者、等。

第三章 受信側の課題

1. 受信機の普及

(1) 現状

①出荷台数及び普及世帯数

地上デジタル放送受信機²の出荷台数は、平成20（2008）年5月末現在で3,567万台（J E I T A、日本ケーブルラボ調べ）であり、普及世帯数は、平成20（2008）年3月時点で、約2,200万世帯と推計（総務省「地上デジタル放送に関する浸透度調査」では世帯普及率43.7%）されている。

また、デジタルテレビとアナログテレビの出荷比率については、平成20（2008）年1月～4月では、カラーテレビの約94%が、デジタルテレビとなっている（J E I T A調べ）。

(デジタル放送受信機普及の推移)

	平成16年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年4月～5月
出荷台数	約404万台	約595万台	約1,038万台	約1,333万台	約197万台
累積出荷台数	約404万台	約999万台	約2,037万台	約3,370万台	約3,567万台

②受信機の低廉化・多様化

平成15（2003）年のデジタル放送開始時には、1インチあたり2万円前後であったデジタルテレビは、低廉化が進み、平成20（2008）年5月には、1インチあたり4千円以下にまで下がっている状況である。ただし、ここ1年近くは、1インチあたりの価格は横ばいになっている。

また、多様化も進み、16型や17型などの小型テレビの普及や地上デジタル放送チューナーのみ搭載のテレビ（地上アナログ放送用チューナーは搭載していないテレビ）も発売されている（平成20（2008）年2月）。

さらに、デジタルチューナーについては、価格は次第に低下傾向にはあり、現状では1万5千円を切る水準のものも出てきている。総務省はD p a に協力を求め、同協会で「簡易なチューナー」の仕様ガイドライン」をとりまとめて昨年12月に公表したところであり、一部のメーカーでは、このガイドラインを踏まえて、「簡易なチューナー」の開発等に取り組んでいるところである。

また、高齢者をはじめとして誰もが使いやすい機器については、一部のメーカーでは、これまでも使いやすさを重視した商品開発などに取り組んできたところであるが、平成20（2008）年2月に総務省、経済産業省及びD p a からJ E I T A に対して、あらためて関係各メーカーにおける「簡易なりモコン」の開発と普及推進に関する要請が行われ、これを受けてJ E I T A では会員各社に対し、使いやすいリモコンを誰もが利用できる環境を目指して、より一層取り組むよう要請していくこととしており、一部のメーカーではより積極的な取組の検討が行われている。

デジタル放送対応パソコンも普及台数は113万台（平成20（2008）年5月）に達するとともに、パソコンに外付けするデジタルチューナーが、本年5月に販売開始されたところであり、地上デジタル放送を視聴するユーザインターフェイスを標準装備したパソコン用ソフトも、本年秋頃から搭載が開始される予定であるなど、パソコンで地上デジタル放送を視聴しやすい環境が整備されつつある。

③著作権保護方式の見直し

デジタル放送におけるコンテンツの保護方式については、地上デジタル放送の円滑な移行、コンテンツの流通促進、及び視聴者の利便性の確保等の観点から、見直しが必要との指摘を受け、情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」（平成18年9月～（以下「コンテンツ委員会」という。））において検討が進

² 本中間答申では、デジタルチューナーを搭載したテレビ、パソコン、チューナー、デジタルレコーダ、ケーブルテレビ用STBを、「デジタル放送受信機」とし、デジタル放送受信機に、デジタル放送用アンテナを加えたものを「デジタル放送受信機器」としている。また、車載用地上デジタル放送受信機は、147万台（平成20（2008）年5月末現在）であり、ワンセグ対応携帯電話は、3,089万台（平成20（2008）年4月末現在）であるが、本中間答申では「デジタル放送受信機」には含めていない。

められ、昨年8月の答申「デジタル・コンテンツの流通の促進について」（第四次中間答申）において、現在のいわゆる「コピーワンス」から、新たなルール「ダビング10」への緩和が提言された。

同答申以降、放送事業者、受信機メーカー等関係者において、「ダビング10」の早期実現に向けた作業が行われるとともに、同答申の前提となる事項についてあらためて確認する調整が進められた結果、本年6月19日の委員会において、「ダビング10開始期日の確定」に係る合意形成に至ったものである。これを受け、D p aにおいて、「ダビング10の開始期日は7月4日（金）午前4時」と決定され、現在、開始に向けた準備が進められているところである。

なお、地上デジタル放送等におけるコンテンツ保護のルールの担保措置（エンフォースメント）の在り方についても、視聴者に大きな影響を及ぼす可能性が高いと考えられることから、コンテンツ委員会でも、引き続き検討が進められることとなっている。

（２）審議会における議論

①使いやすい機器の開発・流通

- ・ 特にメーカーの違うものなどをつなげたりすると、普通の方でもお手上げ状態。手で触ると分かるようにするというレベルのことではなく、機能そのものを非常にシンプルに、必要かつ十分に、分かりやすくして、今までどおり使えるものを用意するというのは、必須だと思う。
- ・ 技術的弱者とは、弱者にされてしまった人々と認識すべきである。その存在に注目するのではなく、技術的弱者を生み出す原因を作った機器提供側に対して、使いやすい機器を市場に投入させるよう、市場原理に基づく競争の促進によって解決を図るべきであると考ええる。この点からも、支援策については経済的弱者に限定すべきである。

②簡易なチューナーの開発・流通

- ・ 「簡易なチューナー」の流通を実現して、多様な方々の選択肢を増やすことは賛成だが、この簡易チューナーの使い勝手や利用範囲は制限があるはずだと思うので、その点を正確に周知広報する必要がある。
- ・ 「簡易なチューナー」は必ず必要だと思うが、デジタル受信機の普及もさせたいということも当然あると思うので、地デジ対応テレビを買うとチューナーが1個おまけでついてくるというような方法はないか。
- ・ 簡易なチューナーの開発・市場流通への取組は、どうしてもアナログテレビのまま視聴を続けたいという方のためのデジタル波を受けるための仕組みが必要ということになると思われる。
- ・ アナログテレビを使い続ける人のための簡易なチューナーの問題も、実際に使おうとしている人がそれで納得するのかどうかという問題も含めて、もう少し精緻な調査をかけて、皆さんの理解から納得へというところの試みをしていただきたい。

③受信機器購入等に対する支援等の在り方

（支援対象世帯）

- ・ 「生活保護受給者」、「障害者」などを対象とすべき。
- ・ 明確な対象基準が望ましい。「生活保護世帯」、「高齢世帯」、「障害者世帯」等あると思うが、この基準を明確にすべき。不正請求防止にも留意すべき。
- ・ 経済的弱者の範囲は現場の声などを参考に慎重に検討を進めるべき。
- ・ 「経済弱者」だけではなく「技術弱者」への対応が必要ではないか。
- ・ 「経済弱者」と技術的な弱者の視点は分けたほうが良い。「経済弱者」（貧困の世帯）をどのように定義し、どのような支援をするかは別に、例えば障害者に対して、設定とか設置に関しての何らかのサービスがあるべき。
- ・ 「経済弱者」と技術的な弱者を明確に切り分けるべきであり、あくまでも経済弱者に対しての支援ということに絞るべき。
- ・ （全部の高齢者・障害者に対して行うことが無理であれば）低所得の高齢者・障害者には、買う前の段階からのサービスを提供すべき。
- ・ 例えば「生活保護世帯」、「NHKの受信料免除世帯」等があり得ると考える。
- ・ 受信者側にとっては重要な部分で、しかも新たな制度をこの地上放送のデジタル化

に伴って導入するということになるので、まず先の第4次中間答申の表現では、いわゆる「経済弱者」、いわゆる「技術弱者」という用語を使っていなかったのも、そのような観点から支援が必要な層ということで、いわゆる今並べている表現の使用には慎重であったほうが、趣旨が伝わるのではないかと。

あわせてこの部分は、今後の導入に向けて前倒しで何らかの制度導入を地上デジタル放送への完全移行前に行わなければいけない部分であるので、この2つの支援が必要な層への制度提案については、この第5次の中間答申の大変重要な部分になるかと思う。その意識をメンバーで共有した後、所得保障であるとか、こうした保障については、厚生労働省というような社会保障の関係のところの制度もあるので、ぜひ放送制度とあわせて社会保障制度との中での整合性が必要であるという記述程度で当面はとどめつつ、今後集中的な検討をされてはいいかと思う。

- ・ 経済弱者の範囲ということで、まず生活保護世帯は最低限対象にしていくべきではないかという考えは多くの自治体にあるのではないかと思う。受信料の全額免除世帯に生活保護世帯が含まれるということであれば、ひとまず最低限の満たすべき範囲には達しているのかと思うが、どの範囲まで対象を拡大するかというのは課題だと思う。

国民側からすると、範囲が広いほうがありがたいし、国策で進めているのだから、全国民を対象にという意見もあるかと思う。しかし、どこかで線引きをするのであれば、その考え方を明確に説明する必要がある。いわゆる判断基準を明確に説明していく必要がある。

- ・ イギリスの状況を踏まえて、日本の事情に合った選択をすべきと思っており、まず国の主導と関係機関の緊密な連携が重要ということは一般的に言えるかと思う。

特に、受信者への支援に際しては、自治体との強い連携が重要。イギリスでもよくそういう声を耳にしたが、最終的には、顔見知りキーワードと言っており、日本でも町内会をどう使うとか、そういうようなレベルでの地域密着型が求められるのかなと感じている。慈善団体等の活用も重視しているが、日本でもそのような運びができるのか、慎重な検討が必要と考えている。

- ・ 弱者支援に関しては、明確な基準づくりが必要と考えている。例えば、日本では経済弱者支援が一つのキーワードになっているので、これに関しては、例えばNHKの受信料免除世帯であるとか、生活保護世帯といった既にある制度により明瞭に捕捉できる、対象者を明瞭に規定できるものが好ましいのではないのかとも感じる。

それに対して、イギリスの場合は、周知広報の関係とヘルプスキームの関係が、ある種ヘルプスキームの中に周知広報部分をかなり含んでいるという色彩があるので、割と幅広くとらえているという赴きがある。したがって、少し性格が違っていると痛感している。

- ・ 民生委員の方が、災害時に助けが必要な高齢者の方がいるかどうかという調査をされていると思う。総務省でも、消防関係でやっていると思うが、消防関係で助けが必要な方は、デジタルテレビに対しての移行ということに関しても、当然、助けが必要だと思うので、そういうところとタイアップしてやればよいと思う。
- ・ 経済的基準の明確性ということがファーストプライオリティーであると思うので、それに沿った形で生活保護をまず基準することは良いと思うが、それでは障害者についてどうするかということが残るので、他の部分の支援策の強化・充実という中で、他省庁との連携も含めさらに具体性を検討していくべきだと思う。
- ・ 本当に困窮しているかどうか、それを申請したりするのは大変なのだが、いわゆる所得の金額というのは把握できるわけであるから、それが非常に低い場合には、ある程度のクーポンをあげるという方法もあるのではないかと。
- ・ 生活保護以下の収入等で生活をしているけれど、数字として公的なところにはあがってこない世帯の把握は、大変な調査活動が必要となる。この審議会の議論のみで軽々に決定できないと思うが、いかがか。
- ・ 支援対象を生活保護世帯とすることについては、生活保護の世帯というのは最低生活費に満たないということで支援を受けて、生活費を確保しているが、朝から晩まで働いて、最低生活費ぎりぎりの収入で生活保護を受けていない人との差が気になる。
- ・ どういう線引きをしても、ボーダーラインの所得水準の人たちも含め、この移行に納得できない人が必ず出てくる。その結果、世論は反発するし、それが政治的なことにもなるかもしれない。今回のアナログを停波する、あるいは地デジに移行するとい

うことの意義をきちんと説得できるようにすることが必要である。支援対象については生活保護世帯は必ず対象とするのだろうが、個人的には、1人暮らしの高齢者とか障害者の方も見ろべきであると思う。いずれにしてもアナログ停波にきちんと納得が得られるかどうかということに尽きるのではないか。これは、支援対象をどう決めても起こる問題である。

- ・ 生活保護制度は、国が憲法第25条に基づいて行っている公的扶助である。生活保護制度という公的扶助の制度を出発点として、まず初めての地上デジタル放送の移行に向けて、経済的な支援が必要な層に適切に新しい受信環境を保障するという観点から制度がつくられるわけであるから、その意義というものは明確に示した上で新制度をつくること、このことでまず最低限、本当に最低限であると思うが、最低限の保障制度の検討を出発するということは大変、社会的な意義あるいは歴史的に意義があると思う。少なくとも経済的な支援を必要とする対象者に対応すべく新しい制度をつくるということで、2008年6月時点では出発され、詳細は今後検討を深めてはいかがかと思う。

《オブザーバー等の意見》

- ・ 経済的弱者の支援策の具体的なところを、できるだけ早期に明らかにすべき。
- ・ 地上デジタル放送の全面移行にあたって、障害者への情報保障を強化するために、
 - ・ 視聴覚障害者に、字幕、手話、解説放送による補完情報が受信できる、セットトップボックス又はそれに類似する機器を給付すること
 - ・ 低所得の障害者に、セットトップボックス又はそれに類似する機器を無償で給付することを要望する。

(支援方法)

- ・ 現物又はクーポンに限定すべき。現金の支給は、本来の目的の用途外に消費される懸念があり、適切な方法ではないと考える。
- ・ ふるさと創生（地方公共団体が1億円で施策を実施）の経験からして、クーポン等の配付が良いと考えるが、配布等の周知広報が必要であろう。また、クーポン等の手段で行う場合、設置業者からの請求などでいわゆる「悪徳商法」が出てくる可能性があるなので精算を明確にする必要がある。
- ・ 「クーポンを配付したからよし」と考えるべきではない。家に着いた郵便物が、それが何かと引き換えられるものなのかとか、それがないととても困るものだという区別がつかない方達はたくさんいる。
- ・ アメリカは多くの市民がガレージを持ち簡単な機械の修理やペンキ塗りは自分でやる文化。だからクーポンでも良いのかも知れないが、日本の文化違う。技術的サポートは重要。
- ・ 対象者の中の希望者に対し、クーポンを各市町村窓口を通じて配付することが適切と考える。
- ・ 現実的には現金配付ということではなく、クーポン等の配付になると思うが、その場合、地方公共団体を含め、福祉関係のセクションとの連携が必要になるので、その点からの検討が必要。
- ・ 基礎自治体である市町村は、生活保護制度を法定受託事務として担当しているので、経済的な支援に関する役割なども担わなければいけない。そのフットワークをきちんとできるような体制面への目配り、気配りも必要である。
- ・ すでに高齢者等に対しての地デジ対策を名乗る悪徳商法が発生している。そういう意味で、クーポンや現金は悪用する者が出る可能性があるので、現物給付が良いのではないかと思う。

(支援対象物)

- ・ チューナーだけではなくアンテナなどの対応も必要になってくることも考えられるので、アンテナなども支援対象にすべき。
- ・ 現物の場合には、アナログテレビで地上デジタルテレビを視聴可能とする機器類（ケーブルテレビでは簡易STB等、直接受信の場合のアンテナ、チューナー等機器類）

とし、クーポン等の場合には、ケーブルテレビ経由での簡易STB（地上デジタル放送・BSデジタル放送が視聴可能）については1万円を上限とすべき。

- ・ テレビが一家に複数ある場合はどうするのか、アンテナ、ケーブル工事費、設置などはどの機関でどのように実施する予定なのか、そこで発生する経費はどこで負担するのか。このような観点からも詳細な情報提供が必要ではないか。
- ・ 「経済的弱者」という集合と「技術的弱者」という集合が重なった部分については、技術的なサポートも必要ではないか。
- ・ 共聴施設を利用している経済弱者への支援をどうするのかの検討も必要ではないか。
- ・ 地方公共団体については、これまでも総務省と密接な関連を持ちながら進めているが、民生委員やボランティアは、主として厚生労働省との関係が深く、特に民生・児童委員は厚生労働大臣から委嘱をされて、主として福祉の活動をするということになっているので、民生委員やボランティアに協力をお願いするためには、より一層厚生労働省との連携が必要である。また、地方公共団体の施設のデジタル化、相談体制の強化、周知広報等で、地方公共団体が、国とともに役割を果たしていくためには、財政負担が自治体に委ねられないよう財源を、総務省を中心に確保すべき。特に「テレビ受信者支援センター（仮称）」の設置については、国民が迷わずに惑わずに新しい環境に移行していくためには、こういうものを時限的であれ設置していく必要があり、地上デジタル放送への移行が防災・防犯・安全・安心、国民の社会保障にもかかわる大きな移行であることを踏まえ、設置に関する財源措置を求めていくべき。
- ・ 特に要介護世帯についてやはり困難度が一番高いと思うので、厚労省との連携が非常に重要である。要介護世帯は介護保険等でヘルパー派遣やワーカーがその家に行き、世帯の状況を把握している。ただ、ヘルパー等がやって良い仕事は非常に限定されているので、例えば外出介護の中に、地上デジタル放送に関する説明会への参加に対する介助は外出介助の一環で認めるとか、機器の取り付けなど、自分ではできないことに関するサポートはヘルプの範囲内でやっても良い、とかいうようなことを、費用は地デジ対策費で持ち、厚労省に制度的な協力を求めるといったことでスムーズにいくのではないかと。また、ヘルパーは介護事業所に所属しているので、事業所に対して説明会の開催等をすれば実現可能ではないかと思うので、そういう方法も考えていただいたらどうかと思う。

（３）提言

①受信機の多様化・低廉化

デジタルテレビやデジタルチューナーの低廉化、小型デジタルテレビやデジタル放送対応パソコン、車載用デジタル放送受信機の普及など、受信機等の多様化・低廉化が進んでいる。視聴者にデジタル放送の魅力を十分に享受していただき、平成23（2011）年のアナログ放送終了までに、デジタル放送受信機を残り2,800万世帯に普及させるためには、受信機器のさらなる低廉化・多様化が望まれる。また、車載用放送受信機など、テレビや録画機以外の機器についても、今後、一層、デジタル放送対応の機器の普及が望まれる。ただし、第3次中間答申及び第4次中間答申でも指摘したとおり、受信機に搭載する機能の選択については、市場のニーズと、これを踏まえた商品企画上の判断に委ねられることが基本である。

なお、デジタル放送対応受信機の普及のためには、デジタル放送の特性を活かした番組の放送が重要であり、放送事業者においてデジタル放送のメリットを国民が体感できるような取組を行うことが必要である。

②簡易なチューナーの開発・流通

第4次中間答申で指摘したとおり、アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に市場に出回るよう取組が行われることが必要である。そこで、昨年12月公表の「簡易なチューナー」の仕様ガイドライン」を踏まえて、早急に「簡易なチューナー」が普及するよう、製造及び流通にかかわる関係者が協力して取り組むべきである。ただし、前述のとおり、個々の受信機に搭載する機能の選択については商品企画の自由度を阻害することのないよう十分留意して行われる必要がある。

昨年8月の第4次中間答申では、「例えば、簡易なチューナー等に必要な機能がどのようなものであるかを関係者が検討すること等を通じて、2年以内に5000円以下の簡易なチューナー等を視聴者が望めば入手できるような環境を整えるようにすることが望まれる」という指摘をしているところ、この低廉で簡易なチューナーの普及は、各世帯におけるデジタル化対応のための経費負担の軽減につながるとともに、アナログテレビの継続使用を可能にすることによる廃棄・リサイクル量の平準化につながるものである。本中間答申でも、来年夏までに第4次中間答申で提言した内容が実現できるよう、関係者が連携した取組が引き続き行われることを提言するものである。

なお、併せて、視聴者がデジタル化対応をするにあたってはデジタルチューナーを購入するだけでは不十分な場合があること（既存のアナログテレビとデジタルチューナーの接続やアンテナの交換・調整のためにさらに経費がかかる場合があること）やデジタルチューナー内蔵型テレビよりも操作が複雑になること等について、視聴者に十分に理解していただけるような周知の取組が必要である。

③受信機器購入等に対する支援

第4次中間答申でも指摘したとおり、デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。

第4次中間答申では、この原則を前提として、「明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」について、支援を行う者を「経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定」するとともに、その支援対象についても「現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」するという考え方を基本として具体的検討を行うべき、という提言をしたところである。

当審議会としては、経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる事態が生じることのないよう、支援を行うことが適当と考える。これらの支援措置は、支援の対象者に対する周知、手続きに要する時間、テレビが見えなくなるのではないかなという不安を除去する観点から、平成21（2009）年度から行うべきである。

支援の対象世帯については、

- ・ 所得や資産以外の基準で判断する（例えば、高齢者や障害者という基準）
- ・ 所得を基準として判断する（例えば、住民税非課税という基準）
- ・ 所得及び資産の両方を基準として判断する（例えば、生活保護世帯という基準）

が考えられるが、高齢者や障害者については、「経済的に困窮度が高い」世帯への支援とは異なる枠組みで受信機設置等へのサポート等を検討すべきであると考ええる。

また、一時的な経費であるデジタル化経費への支援について、各世帯におけるある年の所得基準のみで支援を行うこと（つまり保有資産の多寡にかかわらず支援を行うこと）には慎重であるべきである。一方で、この支援を行うためだけに、保有資産について新たな基準を設け、各世帯の資産の保有状況を確認することは現実的には極めて困難である。

したがって、既存の制度において、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている制度を参考として、その範囲を決めることが適当と考えられる。

このような範囲としては、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度である「生活保護世帯³」が最も適切であると考えられる。

支援を行う際には、第4次中間答申で示したとおり、「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約が締結されていることを確認した上で支援を行う必要があると考えられる。

また、支援の内容については、第4次中間答申で示したとおり、「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。具体的には、例えば、上記②の「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付するとともに、戸建住宅でアンテナ

³ 約107万世帯（平成18年度現在。厚生労働省「社会福祉行政業務報告」）。

ナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修を行うことが想定される。共同受信施設を利用している場合においては、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付することが想定される。

なお、本中間答申では、「生活保護世帯」を受信機器購入等に対する支援の対象世帯とすべきことを提言しているが、「生活保護世帯」以外の世帯であっても、「④受信機設置等へのサポート」で提言するように、受信機設置等に関して特別にサポートが必要な世帯に対しては、適切なサポートを実施すべきであり、国においては、この点を十分に踏まえて、相談・支援体制の拡充を行う必要がある。

受信機器購入等に対する支援の方法については、「現金給付」、「クーポン給付」又は「現物給付」の3つの方法が考えられるが、「現金給付」はデジタル放送受信機とは別のものの購入に充てられる可能性があることから望ましくないと考えられる。また「クーポン給付」は偽造防止等の不正対策が課題になることから、「現物給付」で実施することを基本に、国において給付方法の具体的検討を行うべきである。なお、「現物給付」の場合には、簡易チューナーの一括発注が行われることになることから、「クーポン給付」よりも「②簡易なチューナーの開発・流通」で提言した簡易なチューナーの低廉化に資するものと考えられる。

支援を行うにあたっては、各世帯の意向を踏まえて支援を行う必要があることから、支援を希望する対象世帯からの申請によることが適当であると考えるが、対象世帯に支援時期、支援内容、支援方法等の情報が的確に伝わるよう、国は、NHK及び地方公共団体等の協力も得て、十分な周知活動に取り組むべきである。

審議会としては、国において、以上のような考え方を基本として、経済的に困窮度の高い世帯に対する支援を平成21（2009）年度から実施できるよう、具体的な支援の仕組み、方法等を検討するよう提言する。

④高齢者・障害者等の受信機設置等に対するサポート

デジタル放送対応受信機の設置やアンテナ改修等について、販売店や工業者に依頼をすれば、デジタル放送に関する知識がない世帯であっても、デジタル放送を視聴できる。したがって、原則としては、受信機器の購入と同じく、視聴者の自己負担により設置・改修等が行われることが原則である。

一方で、例えば、高齢のためデジタル放送への対応の必要性が理解できないような世帯、視聴覚の障害があるために電話をかけたりパンフレットを読んだりできない世帯、要介護者のみの世帯など、一般的な周知広報では、地上デジタル放送への対応の必要性や方法について理解いただくことが困難であると想定される世帯については、特別にサポートを行う必要がある。

そこで、例えば、このような特別にサポートが必要な世帯に対しては、地元地方公共団体の協力を得ながら、いつでもどこでも繰り返し何度でも、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、個別に販売店や工事業者の紹介等を行うことにより、当該世帯が確実に地上デジタル放送に対応できるよう、サポートを行うことを検討するべきである。

また、説明会に参加できないような要介護世帯等については、地元地方公共団体、民生委員、ボランティア等の協力を得て、戸別訪問により、地上デジタル放送への対応をサポートするとともに、対応状況を把握し、アナログ放送終了の前に、確実に対応が終了しているかを確認することが望まれる。

なお、このサポートは例外的な対応であり、視聴者が自らの負担と判断でデジタル化対応を行うことが基本である。

⑤使いやすい機器の必要性

デジタル放送では、データ放送が可能となり、またEPGも標準的に送信されるようになる等、多様なサービスが提供されるようになってきている。一方でこのような多様なサービスに対応するために、デジタル放送対応受信機は、一般的に、アナログ放送のみに対応している受信機よりも操作が複雑であり、リモコンのボタンも複雑な操作に対応するようボタンが多くなっているものが多い。このような機器の操作性がデジタル放送のデメリットとしてとらえられる場合もあることから、今後、高齢者を含めて、デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくためには、使いやすい機器の普及が必要である。既に、

使用頻度の高い機能に限定しボタンを大きくしたりリモコンを高齢者等向けに受信機に同梱したり、リモコンの仕様を使いやすさの観点から見直す等の取組を行っているメーカーもあるが、一層の普及促進の観点から更なる取組、工夫が望まれる。

2. 共聴施設の改修促進

(1) 現状

①共聴施設の施設数及び利用世帯数

地上テレビジョン放送を受信する方法としては、

- ・ 戸建住宅で直接受信をする方法
- ・ 共同受信設備を利用して受信する方法
- ・ ケーブルテレビを経由して受信する方法

の3つがある。

このうち、共同受信設備を利用して受信する方法については、さらにその設置の経緯・目的により、山間部等における地理的要因による難視聴解消を目的とした「辺地共聴施設」、都市部における建築物等による受信障害解消を目的とした「受信障害対策共聴施設」及びマンションなどの集合住宅での共同受信を目的とした「集合住宅共聴施設」の3つの類型に分けることができる。これらの共聴施設は、戸建住宅で直接受信をするよりも、デジタル化対応に時間を要する。

類型ごとの共聴施設数及び世帯数は、次のとおりである。

- ・ 辺地共聴施設 約2万施設 約140万世帯
- ・ 受信障害対策共聴施設 約5万施設 約650万世帯
- ・ 集合住宅共聴施設⁴ 約52万施設 約770万世帯

なお、辺地共聴施設には、NHKが設置する「NHK共聴」と、それ以外の「自主共聴」があり、NHK共聴は約8,200施設（約58万世帯）、自主共聴は約11,000施設（約80万世帯）となっている。

②共聴施設のデジタル化対応状況

各共聴施設の類型ごとのデジタル化対応状況について、平成20（2008）年3月時点の状況を整理すると次のとおりである。

まず、辺地共聴施設のうちNHK共聴については、約8,200施設のうち、デジタル化対応が終了しているものは、約1,400施設である。自主共聴については、約11,000施設のうち、デジタル化対応が終了しているものは、約1,000施設である。したがって、約2万施設の辺地共聴施設のうち、デジタル化対応が1割程度しか進んでおらず、今後対応の加速化が必要な施設である。

次に、受信障害対策共聴施設については、現在、工事業者への調査等により、改修状況の把握に努めているところである。

最後に、集合住宅共聴施設については、平成20（2008）年3月の調査結果⁵によると、改修不要な集合住宅が約30.8%、既に改修が終了している集合住宅が約31.8%であり、改修を検討している集合住宅が6.2%であり、平成19（2007）年3月に行った同様の調査と比較すれば、この1年間で約8.4%の集合住宅で改修が行われたこととなる。

③共聴施設のデジタル化促進の取組

辺地共聴施設のうち、NHK共聴の改修については、NHKが責任を持って取り組んでいるところであり、自主共聴の改修・整備については、総務省において、一定の条件を満たす場合には、必要経費の一部を支援する措置を講じている。なお、総務省の支援措置は、平成20（2008）年度予算では、補助率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、事業主体を市町村に加えて共聴組合も対象とするなどの拡充が行われている。

受信障害対策共聴施設については、総務省において、平成18（2006）年11月

⁴ 4階建て以上の集合住宅の棟数及び世帯数。

⁵ 全国の4階建て以上の集合住宅2.3万棟を対象に(社)日本CATV技術協会が実施した調査結果。

に「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について（通達）」を公表し、施設改修にあたっての費用負担に関する基本的な考え方を示したところであり、平成19（2007）年11月には、総務省から地方公共団体あてにその内容があらためて周知されたところである。

総務省では、受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設が、早期にデジタル化改修が行われるよう、工事業者、建築物管理業者等を通じて、施設設置者や管理組合等に対して、働きかけを行っているところである。また、デジタル放送で使用するチャンネル予定を早期に情報提供することによって、共聴施設のデジタル化対応を促すためにデジタル中継局全体のチャンネル予定表を平成20（2008）年3月に公表したところである。また、放送事業者においては、共聴施設のデジタル化対応に伴う再送信同意について、非営利であって、同一建築物内又は届出対象の既設共聴施設が区域内再送信のみを行う場合は、当分の間、手続きを簡素化することとし、平成20（2008）年5月、工事施工業者に対して、簡素化の条件や各放送事業者の具体的措置を通知したところである。

なお、受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設については、デジタル化改修にあたっての国の支援措置は無い。

（２）審議会における議論

（共聴全般）

- ・ 共聴施設について、いつまでに何をしなくてはいけないのか、どのような経費がかかるのかの周知広報を徹底すべき。
- ・ 共聴施設については、詳細な実態把握が必要である。
- ・ 共聴施設の実態把握やデジタル化対応のために、地域密着型相談体制の整備が必要。
- ・ 共聴施設について、デジタル化対応の具体施策や経費負担の基本方針の整理が課題。
- ・ 一定規模の共聴施設や集合住宅では管理組合が設置されており関心は高いが、小規模の共聴施設やアパートでは管理者不明・家主が地元に住んでいないケースなどがあり、関係業界団体経由での広報や、地元地方公共団体の行政広報誌（全国又は県単位一斉の広報）で徹底する必要がある。
- ・ 受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設については、電柱を使用する場合はほとんどであり「電力会社」が所有者等把握しているケースもあるので、省庁間の連携が必要と考える。
- ・ 区域内再送信同意を簡素化する背景として、集合住宅共聴、辺地共聴、都市受信障害対策共聴、いずれも戸建てのアンテナ受信に比べてデジタル転換のための手続き等を早急に推進していく必要がある。有線テレビジョン放送法第13条の規定によって、再送信を行う場合は放送事業者から同意を得ることが必要とされているが、一定の要件を満たす共聴施設についてはデジタル化対応に伴う手続きを、当分の間、簡素化することが適当。
- ・ 共聴施設に対する早期改修の働きかけは、マンション共聴から辺地共聴に至るまで、さまざまな共聴施設があるが、それを早急に改修を進捗させる必要がある。せっかくデジタルテレビをお買いになっても、共聴施設の改修が遅れていると、アナログ視聴ということになるので、これが喫緊の課題かと考えている。

（辺地共聴施設）

- ・ 辺地共聴施設については、未把握施設の把握や受信点調査等が必要である。
- ・ 辺地共聴施設については、NHK共聴は、NHKと地元組合が協力し計画的にデジタル化を遂行する。また、自主共聴の実態把握についてNHKとしても協力する。
- ・ 辺地共聴の改修経費・改修方法、経費負担等々の相談に対しては、辺地共聴への補助制度の理解に努めていく必要がある。

《オブザーバー等の意見》

- ・ 中継局整備を行ったとしても難視聴エリアが発生し、新たに共聴施設等を設置する必要がある場合には、設置に要する費用は全額国の負担とすることを強く要望する。

(受信障害対策共聴施設)

- ・ 受信障害対策共聴施設については、放送のデジタル化により、アナログ放送では必要であった障害対策共聴のエリアにおいて、デジタルの直接受信が可能となる世帯が出てくることから、共聴を廃止する動きがある。
- ・ 障害対策共聴の実態把握（デジタル直接受信の可否調査等）やデジタル化対応のために、地域密着型相談体制の整備が必要。
- ・ 受信障害対策共聴施設の改修にあたっては、電波状態の検査コスト、施設の改修コスト及び古い施設の撤去コストなどの費用例を示すことを検討すべき。
- ・ 受信障害対策共聴については、デジタル化で受信障害地域が減少する見込みであるが、具体的にどの世帯が受信できて、どの世帯ができないのかの調査が必要。高層建築物のほか、送電線、鉄道、高速道路等が原因の受信障害対策共聴施設があるが、対応にバラつきがでないよう、関係省庁を通じた周知を早急に行うべき。
- ・ 高速道路を原因とする受信障害対策共聴施設をどうするのかについて、国土交通省等関係省庁で協議をして結論を出していただきたい。
- ・ 受信障害対策共聴施設への対応について、国としての考え方を1つに集約して広く周知していただきたい。当事者間（原因者と視聴者の間）で解決することが基本ということであるが、限界がある。早期解決を図ることができる調停機関の設置の検討も場合によっては必要になると思う。
- ・ 受信障害対策共聴施設については、デジタル直接受信が困難な場合には、送電線や鉄道等による障害対策共聴をデジタル化して継続する必要がある（電力、鉄道などインフラ会社の理解促進とデジタル化対応の働きかけが必要）。
- ・ 小規模な受信障害対策共聴施設の場合、所有者である組合の預かり金が少なくその対応策が必要となり、分譲集合住宅の場合は管理組合にて改修決定となるので、管理委託会社も含めた早目の対応が必要である。
いずれの場合も、改修費用の支援等が必要な場合があるので、その対策を検討する必要がある。
- ・ 「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方」（総務省通知）を基本として、関係者間で協議すべき。
- ・ 電波障害対策で、ケーブルテレビ事業者が当該施設を取り込んでいる場合、原因者とケーブルテレビ事業者の契約で、維持管理期間が「アナログ放送終了まで」と明記されている場合に、居住者が実は電障施設であることを知らないか、知っていても、契約内容がアナログ放送までとは知らなかったというケースがあり、原因者を入れて話し合いをしなければいけないが、原因者が変更になっていて、引き継ぎを受けていないというケースがある。また原因者が特定できないという様なケースが出てくる。民民でこれを解決するのは非常に難しく、居住者に、よく内容を正確に知っていただかないと問題は解決できないので、住民を対象にした極めて綿密な説明が必要。
- ・ アナログでは電波障害だったが、デジタルでは電波障害ではなくなったという場合に、ケーブルテレビ事業者がそう言う、「何でアンテナをわざわざ買わなければならないのか。」というようなことが必ず出てくる。理解してもらえず最後は、「ケーブルテレビ事業者が勝手に電波を切る」というようなことにも発展しかねない。契約上の解釈の違いもあり、民民で解決するのは、非常に困難なケースがあるので、力を持ったところでガイドラインをつくり、さらには個々のケースについて紛争処理をする調停機関が必要である。
- ・ 電波障害対策共聴の契約で、期限がないことは一つの問題。また、難視の実態の把握ができていないこと、広報についてダイレクトメールでも返ってこないお客様に人間対応をしていかなければならないということ、ピーク対策、平準化等を問題視している。
- ・ 都市受信障害対策については、それ以外にも、ケーブルテレビ事業者が接続済みのマンションもあり、マンションの改修が必要というところもある。
都市受信障害対策やマンション共聴については、ケーブルテレビ事業者もできる範囲で一生懸命やっていくが、ケースによっては、受信世帯の負担が過重となるものやケーブルテレビ事業者の力ではもう限界がきて解決できないものも多分出てくると思う。そういう点についても、国として、何らかの支援を検討いただくということをお願いしたい。

- ・ 地上デジタル放送に関する国民からの意見について、「受信障害対策共聴施設の改修について、原因者が適切な対応をするよう指導して欲しい。また、改修について、国も支援をして欲しい。」のとおりであり、ケーブルテレビもできることはやるが、それを超える部分については、いろんな方のご支援をいただきたい。
- ・ 公共施設等の受信障害対策については、府営住宅や住宅供給公社のタイムチャートが全然住民に見えてこないため、自治会長や住民から地上デジタル化への対応の考え方などについて不安を持たれている。
- ・ 鉄道、道路等による受信障害に関するデジタル対応については、国交省は鉄道、道路各社に対して、もう既にアナログ対応は済ませているよということで、デジタル化の対応は不要としていると聞いているが、鉄道、道路各社が戸惑っている。そのため、鉄道では、A社は対応し、B社は未対応、また道路では、C高速道路は対応し、D高速道路は未対応で、各社ばらばらの状態が現状である。国交省はどうなっているのかということで、国と都道府県、市は本来一緒に理想だが、必ずしも一緒にないということをやはり我々は認識しなければいけない。
 このような背景の中で、特に未対応の物件に対する市民への説明には大変現場市町村は苦勞している。総務省が総合相談の窓口を設置して対応してもらっているが、説明しても住民の方になかなかお分かりいただけない。そのリターンとして、市に対して、あるいは事業者に対して早急に対応するように市が積極的に指導すべきだという要望が強く寄せられており、担当部局が非常に困っている。
- ・ デジタル化への移行までの新築建物、特にマンション等高層建築物である。新築建物により電波障害が起こった場合、電波障害対策施設で工事を実施してもらえることになっているが、これはあくまでも今現在見ている状態に復帰するというものであり、デジタル化対応をしてくれないので、市のからも施主側に対してデジタル対応するように指導してほしいということである。なぜデジタル化対応してくれないのか」ということで、市のほうにどんどん苦情が寄せられており、市が仲介しろということで現在寄せられている。
- ・ デジタルテレビの購入について、電波障害地域内でデジタルテレビを購入したが、映らないで困っている。その施設自体の設備更新、デジタル対応をしなければ見ることはできないが、実はこれについては、住民の方は非常に詳しく、やはりマンションが建つと当然電障が出てくる。そうすると、住民は電波を調べてもらい、市のほうに非常に詳しい資料を提出される。建築物の施主と住民との間で実はトラブルが起こっており、どこかの機関がその間に入る必要があるが、どこが入るのが課題。
- ・ 住民に過剰な負担を強いることがないように民間建築物等で対応した共聴施設改修等に関する何らかの支援措置を講じるべき。

《オブザーバー等の意見》

- ・ 地方公共団体では、ビルの管理者、共聴施設を持つビルの所有者、その共聴施設を使って受信している住民を対象にした説明会を開催している。受信者の方からは、地デジを見るための具体的な方法がまだよく分からないので、周知の強化をしてほしい、直接UHFアンテナを立てれば自分で見られるようになるのは本当か、放っておいて今の共聴施設の管理者が切り換えてくれるのか、施設管理者のどこへ問い合わせたら良いのか、それらがよく分からないという声が上がっている。施設管理者からは、地デジになれば受信障害はずっと減ると言われているが、直接受信が可能になるかの範囲が分からないことや、改修又はケーブルテレビに切り換える場合の経費がよく分からず、経費負担のビル管理者としての責任範囲が不明で公費支援があると助かるという話が出ている。
- ・ 地方公共団体の立場としては、詳細な受信状況の調査、既にCATV技術協会、NHK等でもされているような情報で公開可能なものがあれば、さらに詳細に調査を実施していただくとともに、その情報を公開していただきたい。その際、どこが受信困難点として残るのか、分析・類型をつけた形で情報提供をお願いしたい。受信障害対策施設を持っているビル管理者等の情報について、地方公共団体側だと、ビルの管理者、共聴施設の所有者が分からないので、総務省から情報提供をいただけると、住民から相談があったときに取り次ぎが非常に助かる。管理者からは、施設改修の具体的な対応モデルケースについて、手続き、時間、経費等の情報提供をお願いしたい。

- ・ 新東京タワーが墨田区に平成23（2011）年の冬ごろ開業することに伴い、東京タワーからの送信点の移転があり、アンテナ方向の調整、受信障害の範囲等がまだ明確ではなく、対応が大きな課題。

（集合住宅共聴施設）

- ・ 集合住宅共聴施設については、既にデジタル化済みの施設がある一方で、管理者が明確でない施設、経費負担の方針が不明の施設、工事の必要性すら認識されていない施設等がある。
- ・ 集合住宅共聴については、周知活動の拡充が必要である。
- ・ 賃貸マンションのオーナーに、地上デジタル放送に関する情報が届いていないという現実を自分が体験した。細かく対応するのは本当に大変なことであり、いろいろ手間やお金もかかることだと思うが、着実に丁寧にやっていく必要がある。

（３）提言

①辺地共聴施設

辺地共聴施設の改修は、地元市町村の協力を得ながら共聴施設の管理者への働きかけ、共聴施設加入者による改修方法の決定等の一連のプロセスを経て行われるものである。平成22（2010）年12月末までの2年半ですべての施設の改修を行うことを考えれば、全国で約11,000施設ある住民組合が管理するいわゆる自主共聴施設について、計画的な改修が行われるよう国において十分な取組が必要である。総務省においては、平成22（2010）年12月末までに全国の共聴施設のデジタル改修を確実に実施するために、施設の実態把握とともに、市町村との情報の共有や連携を強化し、反復、継続的に共聴施設管理者への改修方法の説明や早期改修の働きかけなど改修促進に取り組む必要がある。また、NHKにおいても、NHKが管理している共聴施設について、計画的に平成22（2010）年12月末までに改修を行うことが必要である。

辺地共聴施設の改修に際しては、引き続き有線共聴施設に改修する形態に加え、ギャップフィラー（小さな電力（空中線電力50mW以下）により地上デジタル放送の再送信を行う無線装置）を利用した無線共聴施設に改修することが効率的である場合があるので、ギャップフィラー利用を検討対象とすることが望まれる。また、ギャップフィラーは、技術基準適合証明を受けられる無線設備（特定無線設備）として本年5月に制度改正が行われたことから、適合表示無線設備のみを使用する場合、予備免許や落成後の検査が省略され、申請から免許付与までの日数・費用の削減が可能となり、さらに、無線従事者の資格を要しない簡易な操作として扱われることとなった。これにより、ギャップフィラーの一層の活用が期待される。

辺地共聴施設については、第4次中間答申を踏まえて、平成20（2008）年度から、自主共聴施設をデジタル化改修する場合の国の補助率が1/3から1/2に引き上げられた。

また、従前アナログ放送の電波が届いている地域でありながら、デジタル放送の電波は届かなくなるという地域において、新たに共聴施設を整備する場合に対しても、同様の補助率をもって国の補助の対象とされた。しかしながら、このような地域において、当該新規に整備する共聴施設は、現に共聴施設を有しておりこれを改修する場合と比して多額の費用を要する場合がある。デジタル化により電波が届かなくなる地域の住民の負担が、他の地域の住民に比べて過大にならないよう、特段の配慮が必要と考えられる。

また、これまで共聴施設を利用して視聴していた世帯であっても、当該共聴施設の受信点を大きく移転しなくてはいけない場合には、改修のための費用が多額になり、その結果、国による支援措置を活用したとしても、各世帯の負担が著しく大きくなる場合があり、このような共聴施設のデジタル化改修は現実には困難となっている。このような共聴施設は、住民組合等が管理しているいわゆる自主共聴施設では、全国で約1,500施設あり、約7万世帯が加入していると推計される。アナログ放送を視聴している世帯に円滑にデジタル放送に移行いただく観点からは、このような世帯の負担に十分に配慮して、改修が現実的となるようにすることが必要と考えられる。

当審議会としては、国において、このような共聴施設の新設または改修が円滑に進むようにする観点から、現在の支援措置で不十分な点を改善するよう検討することを提言する。また、NHKにおいて、NHKの放送が受信できなくなる地域で共聴施設の新設

を行う場合には、又は、既存の自主共聴施設で受信できなくなる場合には、NHKのあまねく普及義務を踏まえて相応の負担を行うことが望まれる。また、NHKが管理している共聴施設がすべて平成22（2010）年末までにデジタル対応が行われるよう、引き続き計画的改修に取り組むことが望まれる。また、受信点の大規模移設等のため、アナログ放送終了時まで、デジタル化改修が困難な共聴施設については、国と放送事業者は地方公共団体の協力を得て、本年度末までに抽出し、その対策手法の検討を行い、「第四章 送信側の課題」の「1. 中継局整備」で策定することとされている「地デジ難視地区対策計画（仮称）」に盛り込むべきである。

②受信障害対策共聴施設への周知徹底・整備支援

地上デジタル放送は受信障害に強く、地上アナログ放送に比べて受信障害が大幅に軽減されるため、地上デジタル放送で受信障害が解消される世帯では、自ら個別アンテナを設置して地上デジタル放送を直接受信することも可能となる。一方、地上デジタル放送でも受信障害が継続する世帯については、受信障害の原因となった建築物等の所有者と共聴施設の視聴世帯といった当事者間でデジタル化への対応方法、費用負担について話し合い、合意形成を図る必要がある。このため、戸建住宅が個別アンテナを設置して地上デジタル放送を直接受信する場合に比べ、受信障害対策共聴施設を改修する場合は計画の検討から改修の実施までに時間を要するため、地上デジタル放送への完全移行の大きな課題となっている。

したがって、受信障害対策共聴施設のデジタル化の加速に向けて、総務省を中心に、工事施工業者、ケーブルテレビ事業者、放送事業者等の関係業界に加え、地域住民のニーズを把握している地方公共団体等の協力も得て、i)施設改修の必要性等の周知広報、ii)施設管理者等による施設改修の検討の促進、iii)施設改修への支援の各分野において以下のような取組を総合的に進めることが必要である。

特に、公共施設等により発生している受信障害については、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において議論が行われており、同会議のアクションプランに基づき取り組むことが予定されているところである。具体的には、そのアクションプラン骨子において記述されているとおり、政府は平成22（2010）年12月末までにすべての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目標として率先して取り組むべきである。

i) 施設改修の必要性等の周知広報

受信障害対策共聴施設のデジタル化を加速するためには、先ず、総務省が中心となり、関係業界との密接な連携のもと、施設管理者や視聴世帯の当事者双方に対して、説明会や郵送周知等により共聴施設の改修の必要性等について波状的に周知を行い、当事者間の話し合いをはじめとするデジタル化に向けた早期の取組を促していくことが不可欠である。

このような周知広報を強化し、共聴施設のデジタル化の進捗等を把握していくためには、全国の施設の最新情報を取りまとめた管理簿が必要であることから、総務省は、関係業界の協力も得て、今年度中に管理簿の整備を図り、以後逐次更新を行うことが必要である。

こうした管理簿の整備と並行して、総務省は、今年度から、公益事業者や大手不動産会社といった大規模な施設所有者に対して、地上デジタル放送の受信障害範囲の調査を早期に実施するとともに、デジタル化によって個別アンテナによる直接受信が可能となる世帯に対して周知を行うこと、受信障害が継続する世帯に対して施設改修等の適切な対応を行うことなどの働きかけをさらに加速することが必要である。

ii) 施設管理者等による施設改修の検討の促進

受信障害対策共聴施設は、施設によって視聴世帯の規模、地上デジタル放送においても存続する受信障害の程度等が様々であり、デジタル化の対応方法が異なるため、i)のような周知広報に加えて、総務省は、デジタル化未対応の共聴施設の施設管理者及び視聴世帯に対して工事等の専門家による個別訪問説明を実施し、デジタル化対応の選択肢（共聴施設改修、個別アンテナの設置やケーブルテレビ加入等）、各対応方法のメリット・デメリット、当事者間の話し合いの進め方等について情報提供するとともに、最

も適切な方法をアドバイスし、デジタル化対応の検討の促進を図ることが必要である。

その際、共聴施設の所在地における地上デジタル放送の受信状況により、おおよそ以下のように対応が分かれるため、総務省は、受信障害が解消する強電界地域と障害が存続するそれ以外の地域（中・弱電界地域）の把握等を行うために地上デジタル放送の受信状況の調査を行い、当該施設が強電界地域に属するか、中・弱電界地域に属するかの目安を施設管理者及び視聴世帯に示すことが必要である。

○ 強電界地域の場合

強電界地域においては受信障害が解消するため、基本的には全視聴世帯で個別アンテナによる直接受信が可能となるが、共聴施設が比較的新しい大・中規模施設の場合には、当該共聴施設を全視聴世帯で改修する方が個々の世帯の当面の費用負担が軽減される場合があることから、こうした改修を検討することが適当である。その際には、共聴施設の今後の維持管理等について当事者間の調整を行うことが必要である。他方、小規模施設、あるいは大・中規模施設であっても老朽化している施設の場合には直接受信に移行することが適当なこともある。

○ それ以外の地域（中・弱電界地域）の場合

中・弱電界地域における共聴施設では、受信障害が解消する世帯と存続する世帯が混在する可能性があるため、大・中規模施設の場合は、共聴施設の改修にあたって、受信障害が残る一部世帯だけでなく、解消する世帯も含め全視聴世帯で改修を行う方が、個々の世帯の当面の費用負担も軽減され、戸建住宅における個別アンテナの設置費の範囲内で改修可能と考えられる。したがって、共聴施設が比較的新しく、当面の費用負担の軽減を図りたい場合はこうした改修を検討することが適当である。

これらの取組に加え、総務省は、関係業界と協力して、地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信する方法を含め共聴施設の標準的な改修方法や経費の程度に関して整理し、国民に分かりやすい形で、インターネット等を通じて広く情報提供していくことが必要である。なお、共聴施設の改修に際しては、先述のとおり、ギャップフィルターの利用が効率的である場合もあることから、デジタル化に対応するための選択肢として、ギャップフィルターの利用も十分に考慮されることが望ましい。

iii) 施設改修への支援の検討

以上のような周知広報や相談対応等を強化しても、例えば、

- ・ 放送波の送信点から離れた地域において、送信点から共聴施設までの間に多くの建築物等が建設され、複合的な受信障害となっており、地上デジタル放送の開始がこうした建築物等の建設よりも後であるために、受信障害の原因者の特定が困難になっている場合
- ・ 受信障害の原因となった物である建築物等が建設されたときに、その所有者と受信障害地域の視聴者との間で渡し切りによる費用負担契約（「渡し切り補償」）が締結され、受信障害対策が終了している場合

など、受信障害の原因となった建築物等が特定できず、その所有者等に負担を求めることが困難な場合や当事者間の話し合いの設定が困難な場合が相当程度あり、デジタル化対応が進んでいない状況にある。

このように、受信障害の原因となった建築物等の所有者に負担を求めることが困難なことなどにより、共聴施設の改修などデジタル化にあたっての住民負担が過重となる場合については、何らかの支援措置を講じることが適当である。具体的には、共聴施設の一視聴世帯当たり改修費用は、施設の視聴世帯数が少なくなるに従って高額となる傾向にあることを踏まえ、受信障害対策共聴施設についても、現在の辺地共聴施設と同様のスキームによることなど、住民負担が過重にならないようにするための措置を検討すべきである。

併せて、当事者間の合意形成や手続き等により施設改修までに長期間を要することがあるため、その円滑化を図るため、総務省において、合意形成に至るまでの協議の設定方法や協議の進め方等を整理するとともに、当事者間の協議が難航した場合の相談対応や支援の在り方等について、「テレビ受信者支援センター（仮称）」等における法的な相

談をはじめとする対応策を平成20（2008）年度末までに検討することが必要である。

③集合住宅共聴施設への周知徹底

集合住宅において棟内共聴施設のデジタル化を行うに際しては、施設の現状把握、住民ニーズを踏まえた具体的な改修方法の検討のほか、特に区分所有の場合、住民により構成されるマンション管理組合による承認等が必要であり、施設改修までには時間を要することとなる。

このため、管理業者、不動産業者、工事施工業者、ケーブルテレビ事業者、放送事業者等の関係業界との密接な連携のもと、マンション管理組合等に対して、デジタル化の必要性等について周知広報を加速し、デジタル化に向けた早期の取組を促していくことが不可欠であることから、デジタル化対応の最新情報の共有・進捗管理を図る基盤となる管理簿の整備を今年度中に図るべく、総務省は、関係業界の協力を得て、情報把握に努めることが必要である。

特に集合住宅共聴施設は、他の共聴施設に比べて施設数が非常に多いことから、不動産業者や管理業者を通じた周知広報や情報把握、膨大な数の施設管理者等に対して必要情報を確実に提供するための郵送周知等の効率的・効果的な方法を活用することが必要である。

また、集合住宅共聴施設の改修にあたっては、工事施工業者によって経費の見積もりが大幅に異なるなど、いわゆる「悪質商法」と間違われかねないような事案も発生しており、住民が改修決定にあたって適切に判断するのに必要な情報が不足していることも考えられる。したがって、マンション管理組合での合意形成等を促進するためにも、例えば(社)日本CATV技術協会で、ケーブルテレビ加入を含むメディア別（地デジのみ、BSデジタル・CS110まで視聴可能等）・規模別の標準的な改修方法やおおよその経費等の情報を一般の方にも分かりやすいよう留意しつつ整理し、標準的な工事の事例の相談に応じる体制を平成20（2008）年9月を目途に整備することが必要である。

また、共聴施設の各類型によらず、大規模な施設においてアナログテレビしか保有していない世帯が多い場合には、地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信する、いわゆるデジアナ変換装置の導入が効果的な場合もあることから、そのメリット・デメリットも含め、デジタル化改修方策と組み合わせて周知していくことが必要である。

なお、集合住宅共聴施設の改修については、基本的には、戸建住宅におけるアンテナ改修や宅内配線工事に相当するものであり、住民の負担により行うべきものである。これに対して国が支援措置を講じることは、公平性の観点から、適当ではないと考えられる。

そのほか、共聴施設の改修にあたっては、法令に基づく届出等を要するが、先般、放送事業者により決定された再送信同意の手続きの簡素化・合理化を、要すればより一層進める等、届出者等の負担の軽減と事務手続き・処理の迅速化を図ることも必要である。

3. 公共施設のデジタル化

（1）現状

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い、国や地方公共団体の施設においても、デジタル化対応のための施設改修やデジタル放送受信機の購入が必要になるが、現時点では、まだデジタル化対応のための全国的な実態把握が行われていない。

また、国や地方公共団体の施設ではないが、私立の学校や病院など、設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設についても、まだ実態把握が行われていない。

（2）審議会における議論

- ・ 病院、老人ホーム、小学校等のテレビについて、地方公共団体も含めて、きめ細かい対応が必要になるのではないかな。
- ・ 地域の小学校は視聴覚のショーケースの意味合いもある。ほとんどの小・中学校は地域の防災の拠点であって、学校のテレビのデジタル化については、来年度、具体的な計画を示すべき。
- ・ 公共施設、特に学校等の地デジ対応だが、テレビの財政措置の問題、テレビの買い

換え、あるいはチューナーを買う等の対応が必要になるので、早急に関係省庁での議論を進めていただきたい。

- ・ 公共施設のデジタル化の計画的推進で、学校のテレビはどうか。国、地方公共団体の取組が必要と考えている。
- ・ 学校というのは非常に大きなところ。視聴覚教育は非常に衰退ということが言われていて、予算もないからいいソフトが買えないといったことがある。だから、いい番組があれば、学校でも生かすことができるが、教育委員会、学校といっても予算は全然こういうことには取っていない。過去に「e-Japan重点計画」が出たときも、パソコンの台数を増やす数値を上げるということは必ず頑張るが、それをどう使ったのぐらゐの予算で現実的にどうするかということではなかなか話が進まなかった。だから、今予算を伴わないと非常に学校現場でも難しい。20年前、25年前のテレビなんて、幾らでもそのまま残っている。そういうものにただチューナーをつけていいのかということも、学校教育ということで捉えるのであれば考えていただきたい。
- ・ 地方公共団体によっては、既に公共施設のデジタル化について長期的な計画をつくろうとしているところがあるが、関係省庁の意見や体制がばらばらな場面があるというふうに聞いている部分もある。地域住民からすると、市町村がやることも、県がやることも、国がやることも、みんな同じであり、何々省庁ではこうなっているからこうなんだよと言っても納得しがたい部分が多々あるので、このように関係省庁連絡会議をつくっている内閣官房において意見を集約し、情報等をお知らせしていただきながら、国と地方公共団体が一体的な取組をすべき。
- ・ 「テレビが緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たす」という考え方は、一つの極めて基本的な情報インフラとしてのテレビというもののカテゴリー、線引きだと思う。それとともに、いわゆる学校や教育施設そのものが、緊急情報という役割とは別に、非常に必要である。やはりその地域の住民なり、一般的な国民の目線で言えば、学校や教育施設のデジタル化は、緊急対応とは違う意味でやはりデジタル化が必要であり、そこが行われないと、住民全体への、地域全体へのデジタル化の促進効果というのはマイナスになると思う。それは「緊急時の情報入手手段」という線引きとともに、もう一つ詰めた形で、公的な施設、特に学校教育施設等については踏み込んだ対応をしていただいたほうが良いのではないのか。
- ・ 関係省庁連絡会議のアクションプランの場合、第一義的に関係府省がみずからの公共施設においてきちんとデジタル化対応し、責任をとるべきであるということで、公共施設のデジタル化ということが前面に出されてアクションプラン骨子が示されているが、それは主体として各府省が国の責任においてこうした残り3年となった取組をしていくということに向けて、まずみずからのアクションプランだというふうに言うことができると思う。

その上で、あわせて公共施設という公共ということについては、国の府省だけではなくて、都道府県という広域自治体、そして市町村の基礎自治体が公共施設を多く持っているのだから、こうした公共施設の対応をするときには地方公共団体という形で含めていただいているのだが、なかなか財源の裏づけがない中で申し上げにくい、もちろんともないうことで進んでいくわけであるが、やはり国の各省庁とは違う最も国民に近い施設として、公共施設といった場合にも出先機関とか、そういうことではなくて、まさに国民が利用する施設等が公共施設として大変重要な意味を持ってくる。それは文部科学省と密接な関係を持つ学校施設もあり、また、芸術関係の施設もあり、あるいは保育所等厚生労働省所管の施設もある。

したがって、公共施設が第一義的に関係省庁連絡組織のアクションプラン骨子の冒頭にあるわけだが、より一層都道府県、それから市町村の現場の声というのを傾聴していただき、国の公共施設だけではなく、広い意味での公共施設全体がこうした対応ができるような部分も視野に含めたアクションプランにさらに内容を深めていただければありがたい。

- ・ 地方公共団体の施設のデジタル化、相談体制の強化、周知広報等で、地方公共団体が、国とともに役割を果たしていくためには、財政負担が自治体に委ねられないよう財源を、総務省を中心に確保すべき。

（３）提言

公共施設のデジタル化については、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において議論が行われているところであり、同会議のアクションプランに基づき取り組むことが予定されているところである。公共施設のデジタル化は、その施設に設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること、及び各地域における工事の平準化等の観点から国や地方公共団体の施設を早期にデジタル化改修することが望ましいこと等から、平成２２（２０１０）年末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むよう、総務省において関係省庁に働きかけるべきである。

国や地方公共団体では、その所管している施設について、速やかに計画を策定し公表することにより、国民や住民に改修のスケジュールを明示するとともに、定期的にその計画の進捗状況を把握し、公表することとなるよう、総務省において関係省庁に働きかけるべきである。これにより、国民や住民は、緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設においてデジタル化が完了していることを確認することができるとともに、アナログ放送終了直前に民間建築物のデジタル化改修工事が集中しても、国や地方公共団体の工事が済んでいれば、その分だけ工期が拡散し、円滑に改修工事を実施することが可能となる。

なお、国や地方公共団体の施設以外の民間における重要施設等（学校、病院等）についても、国や地方公共団体の施設に準じて、デジタル化が確実に行われるよう取組を強化すべきである。

第四章 送信側の課題

1. 中継局整備

(1) 現状

① 中継局の整備状況

地上デジタル放送は、平成15（2003）年の三大広域圏の親局開局以降、平成18（2006）年12月までに全都道府県全放送局の親局が開局した。平成20（2008）年3月末時点で、全国の地上デジタルテレビ放送の世帯カバー率はおよそ93%となっている。

また、親局の開局に続き、多数の中継局を整備していくことが必要であるが、その中継局ごとの整備計画は、視聴者がデジタル放送を視聴できる時期にかかわる重要な情報であることから、全国地上デジタル放送推進協議会においてとりまとめて、平成17（2005）年12月に公表し、その後見直しを行い、平成18（2006）年12月に改訂版、平成20（2008）年3月に第3版を公表している。

第3版の中継局ロードマップでは、すべての中継局について、平成22（2010）年末までの間で整備する年を明示するとともに、先行局の電波カバー状況により設置判断を行うものとしていた中継局について、可能な限り設置の有無を判断している。また、デジタル中継局の代替措置として、共聴施設又はケーブルテレビで対応することとしていた地区について、再度検討を行い、中継局が整備可能なものは中継局整備に変更することにより、共聴施設又はケーブルテレビで対応することとしていた地区を減少させている。

このような取組の結果、平成22（2010）年末までに中継局の整備局数は、NHKと民放の合計で、1,639局増加し、約11,000局整備する計画（NHK 4,415局、民放 7,084局）となっている。

このうち、平成20（2008）年3月末までに整備された中継局は、1,754局（NHK 611局、民放 1,143局）であり、今後、9,745局（NHK 3,804局、民放 5,941局）の整備が行われる予定である。

また、全国地上デジタル放送推進協議会では、小規模中継局も含めたデジタル中継局全体のチャンネル予定表をとりまとめ、平成20（2008）年3月に公表しているところである。

さらに平成18（2006）年12月の改訂版をベースに、市町村別に、デジタル放送が視聴できる時期や世帯数を示した「市町村別ロードマップ」をとりまとめて、昨年9月に公表しており、平成20（2008）年3月の第3版による見直しに取り組んでいる。

② 民間放送事業者の中継局整備に対する公的措置

民間放送事業者の中継局整備に対する公的支援について、第4次中間答申では、

- ・ デジタル中継局整備については、民間放送事業者がこれを自助努力により整備していくことが基本であり、平成23（2011）年のアナログ放送の終了時に、当該地域に対する放送サービスが途絶することがないようにする観点からも、放送事業者は一層の努力を払うべきである。
- ・ 一方で、放送事業者の一層の努力にもかかわらず建設の見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き中継局の建設について財政上の措置を国として検討していくことが必要である。
- ・ なお、平成19（2007）年度予算措置として設けられた交付金を用いたデジタル中継局整備事業は、中継局の本来の整備主体である放送事業者以外の市町村等を事業主体としていること、条件不利地域に設置を必要とする中継局は中継局ネットワークの終端に位置することが一般的であり、このような中継局をあらかじめ整備するためには、整備計画全体の前倒しが必要となるため、平成19（2007）年度においては対応が困難な中継局があったことなどが、更に改善すべき点として指摘できる。そのため、国が来年度の支援措置の検討を行う場合には、こうした点についても考慮する必要がある。

との提言が行われた。

本提言に基づき、現在、民間放送事業者の中継局整備について、以下のような公的支

援措置が講じられている。

- ・ 金融面・税制面における措置
 - ・ 財政投融资（低利融資・高度デジタル特利）の延長
 - ・ 国税（特別償却）の3年間の段階的縮減による延長（平成21（2009）年度まで）、地方税（固定資産税・不動産取得税の課税標準の特例措置）の延長（平成20（2008）年度まで）
- ・ 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）
 - ・ 地方公共団体が地方債により原資を調達し、（財）地域総合整備財団（ふるさと財団）を通じ民間事業者に対して長期の無利子融資を行うもの。原則設備投資等に係る借入額の20%以内とされている。
- ・ 利子補給
 - ・ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき独立行政法人情報通信研究機構が行う「地域通信・放送開発事業」として、政府系金融機関によるデジタル中継局整備に係る資金の貸付に対し利子補給金を支給することにより、間接的に放送事業者の金利負担の軽減を図るもの。
- ・ 予算措置
 - ・ 平成19（2007）年度において地域情報通信基盤整備推進交付金事業として実施したデジタル中継局整備支援事業について、平成20（2008）年度においては、これに代わり、「無線システム普及支援事業」にデジタル中継局整備支援事業を新たに追加し、上記第4次中間答申の提言内容も踏まえ、
 - ・ 事業主体については、市町村・都道府県・公益法人及び放送事業者に拡大
 - ・ 国の予算措置によることが前提とされるものであるが、平成22（2010）年までの継続的な事業を念頭に置いたものとしたといった見直しが加えられ、整備事業が推進されている。

③中継局・ギャップフィラー

平成19（2007）年5月に、ごく小さな電力により送信され、辺地等の難視聴対策に利用されるギャップフィラー等にも適用される中継局の技術基準が策定され、同年10月にギャップフィラーを用いた受信障害対策中継放送の制度がスタートしている。また、都市部におけるギャップフィラーの制度化に併せて、技術基準適合証明が受けられる無線設備（特定無線設備）とするための規定の整備、適合表示無線設備のみを使用する放送局について簡易な免許手続を可能とするための規定の整備及び当該放送局の無線設備の操作を無線従事者の資格を要しない簡易な操作とするための規定の整備が、平成20（2008）年5月に行われている。

（2）審議会における議論

- ・ 中継局の置局のロードマップの見直しがあるが、そのロードマップの実施期間とこの（衛星セーフティネット⁶の実施期間の）5年間というのは連動して議論されるべき。
- ・ 地方公共団体とその住民は、2011年にきちっとデジタル放送に移行されるという認識を持とうとしており、アナログ放送を流している放送事業者がきちんと中継局の切りかえあるいは共同受信施設等の対応をとって100%対応するという認識をしている。
- ・ （衛星セーフティネットの実施期間の）5年間という期間について、（2011年までの）残り3年間では間に合わないのだから何年間か延長して、その間に中継局をきちんとつくるといような明確な計画性があれば、さらに地方公共団体は安心できる。
- ・ 地方公共団体としては、中継局ロードマップ以上の努力を放送事業者にお願いしたい。
- ・ 地上デジタル放送の伝送は、地上中継局によることが基本だということは譲れない

⁶ 全国地上デジタル放送推進協議会の案では暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を、「衛星セーフティネット」と表記したことから、審議会における議論でも暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を「衛星セーフティネット」と記述している部分がある。

線と考えており、国及び放送事業者の努力を切に望む。

- ・ 「新たな難視」対策への地方放送事業者に対する支援について、中継局整備のロードマップにおいて、岩手県の放送事業者は、自力で整備が困難という分類が多く、その部分は、原則的には放送事業者の負担で、中継局にかわる共同中継局、あるいは共聴施設を整備するという方向で、市町村との間で議論する予定としているが、経営体力が弱いと地方放送事業者が強く主張しており、その分の財源支援について、国の支援が必要。
- ・ 反射波で受信している地域で、夏は映ったが冬になったら映らなくなるという生々しい話が入ってきており、理論値と実際の現場では、受信できる体制というのはかなり差がある。現在、新たなビル等の建築もあると思うが、もっとロードマップについて子細な調査が必要で、情報提供をしっかりとやらないといけない。
- ・ （アナログ放送終了計画案において、）サードステップ、終了半年前からの取組に進むためには、送信側の対策としては、中継局ロードマップに記載されているすべての中継局の整備が完了し、また中継局ではない代替措置等の送信側の準備が行われていることが必須だと考えている。

《オブザーバー等の意見》

- ・ 国は、アナログ時の放送エリア100%カバーに必要な中継局整備が完全に行われるよう放送事業者を強力に指導し、次期「中継局ロードマップ」（平成20年3月作成予定）に反映させることを強く要望する。

（３）提言

これまで四次にわたる中間答申に一貫して示しているとおり、国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者はすべて、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能とするよう、それぞれの役割を果たしていくべきであり、このことを基本的な方針として、以下の提言を行う。

また、アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%カバーされることが基本である。

①中継局ロードマップの着実な実施

本年3月に公表された「中継局ロードマップ（第3版）」において、すべての中継局の整備年が明示され、平成22（2010）年末までにデジタル中継局を整備する目途が立っている。デジタル中継局は、放送事業者の事業用設備である。また、放送事業者はその存立基盤たる放送対象地域並びに当該地域の視聴者に対して、これまでマスメディアとしてアナログ放送サービスで果たしてきた役割を、デジタル全面移行後も同様に担い続けるべきである。これらのことを踏まえた場合、デジタル中継局整備については、民間放送事業者がこれを自助努力により整備していくことが基本であり、今後は、このロードマップを着実に実行できるよう、各放送事業者が責任を持って取り組むことが必要である。特に、一部放送事業者が自力で建設が困難としている中継局については、国の支援措置も活用しつつ、平成22（2010）年末までに確実に整備できるよう取り組むことが重要である。なお、アナログ放送時に住民サービスのためのインフラ整備としてアナログ中継局整備に一定の役割を担ってきた地方公共団体にあっては、引き続き可能な範囲でデジタル中継局整備に一定の役割を担うことも期待される。

なお、中継局の整備にあたっては、平成22（2010）年に工事が集中することがないように、工事の平準化を図る観点から、放送事業者全体の取組として整備時期の前倒しが図られるとともに、一年の間の特定の時期に工事が集中することがないように、整備時期の分散が図られるよう計画的な整備が行われることが必要である。

②課題がある局所への対応

中継局整備に代えて、共聴施設やケーブルテレビで対応することとしている地区について、具体的な整備方法が決まっていない地区も多い。このような地区を解消するため、放送事業者が主体的に具体的な整備方法の例を整理し、各事例ごとに地元地方公共団体等との間でも協議を行い、遅くとも本年度末までに具体的な整備方法についての結論を

得るべきである。

さらに、離島地域の中には、中継局まで衛星や光ファイバを利用してアナログ放送を送り届けている地域（沖縄県先島地区、南大東村、北大東村及び東京都小笠原村）があるが、沖縄県先島地区以外は、まだデジタル放送を送り届ける目途が立っていない状況である。このような地域に対して、デジタル放送をどのような方法で送り届けることができるかについて、地元地方公共団体を中心に、国や放送事業者が連携して検討を行い、本年度中に結論を得るべきである。

③今後の中継局ロードマップの在り方について

前述のとおり、本年３月の「中継局ロードマップ（第３版）」で、すべての中継局の整備年が明示されたことから、中継局の整備計画を国民に示すという目的はひとまず達成できたと評価できる。

しかし、一方で、平成２２（２０１０）年末までの３年間に整備するデジタル中継局の多くは、全国各地域に散在する小規模なエリアをカバーする中継局である。

また、今後、整備予定の中継局には、先行する放送局の電波カバーエリアの状況を踏まえて設置の判断をする中継局が多数残存している。

このような状況を踏まえると、小規模中継局や設置判断未定の中継局は、その整備年が随時変更になることも想定されることから、視聴者への速やかな情報提供という観点から、国及び放送事業者は、今後は、中継局ロードマップを定期的に見直すのではなく、随時更新していくことが適切であると考えられる。

なお、「中継局ロードマップ（第３版）」では、設置判断未定の中継局について、可能な限り整備の要不要を示しているが、放送事業者は、今後、さらに検討を加速し、できる限り早く設置の判断結果を示していくべきである。

また、随時更新する中継局ロードマップについては、現在公開に用いられているホームページの活用を行うとともに、当該更新されたデジタル中継局の放送エリアに該当する地方公共団体等には逐次更新された情報を提供すべきである。

このほか、放送事業者は、デジタル中継局の開局情報について、当該中継局の放送区域となる地域住民に対して積極的に周知するよう取り組むべきである。

また、本年３月末に公表した「中継局ロードマップ（第３版）」を踏まえて、視聴者がデジタル化対応するためには、自分の住んでいる地域において、どの中継局でデジタル放送が視聴できるようになるかが容易に分かるような情報が提供される必要があることから、国及び放送事業者は、現在アナログ中継局を受信している地域がデジタル放送を受信する際に対応するデジタル中継局が分かる資料（「デジタル・アナログ中継局対比表（仮称）」）を、本年６月末までに作成・公表すべきである。

④難視聴世帯解消に向けた取組

国民生活に深く浸透している地上テレビ放送については、アナログ放送からデジタル放送に完全移行するにあたり、テレビの視聴ができなくなる世帯が生じないように、できる限りのことをすべて行うことを基本に、関係者が連携して取り組むべきである。

市町村別ロードマップでは、計算機シミュレーションにより、デジタル化によりテレビ放送が視聴できなくなる可能性のあるいわゆる「新たな難視世帯」等の数が示されているが、この「新たな難視世帯」等の分布をさらに詳細かつ正確に把握することが、地域の住民に正確な情報を提供するとともに、当該地域でデジタル放送の視聴を可能とする観点から、最も優先すべき課題である。

そこで、放送事業者は、「市町村別ロードマップ」で示された「新たな難視世帯」及び「デジタル化困難共聴世帯」がある地区のうち、すでに中継局が電波発射を行っている地域に関する調査を実施し、その調査結果を踏まえて、放送事業者は本年度内に当該対象地区における対策手法の検討を行うべきである。また、放送事業者及び総務省は、対策手法の選択肢を示した上で地元地方公共団体等関係者と調整して、来年夏までに、対策計画（「地デジ難視地区対策計画（仮称）」）を作成するとともに、地元地方公共団体との調整が終了しなかった地区については調整が終了し次第、同計画を更新すべきである。その対策計画には、難視地区の状況や対策手法、対策時期、実施主体等を明記するとともに、地元で難視状況を分かりやすく説明できるようにするため地図等の資料を含む必要がある。また、当該計画の対象とされなかったデジタル電波の未発射地域につ

いても、電波が発射され次第、同様の対策計画が策定できるよう、事前に必要な準備を進め、遅くともすべての地域について平成22（2010）年末までに対策計画を策定すべきである。

このように策定した対策計画に基づき、平成23（2011）年春までに、難視聴地域対策を実施すべきである。

なお、この対策計画の策定にあたり、

- ・ 中継局整備による対策が可能であるが電波の周波数の空きがない地域
- ・ 周波数の使用状況から現時点では中継局整備が困難であることを前提として、中継局によらずに地上系ネットワークを整備しようとした場合には、国の支援制度を活用してもなお、社会的費用が過大であり妥当とは言えないような地域

については、緊急避難的に、後述の暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象とすることが適切である。ただし、このような衛星利用による難視聴地域対策の対象となる世帯は、1世帯でも少なくなるよう、放送事業者及び総務省は、最大限の努力をすべきである。

また、社会的費用が過大となるために共聴施設改修・整備ができない地域については、アナログ放送停波後に使用可能となる放送用周波数を用いて、速やかにデジタル中継局の整備による地上系放送ネットワークの拡充に取り組み、拡充した段階で、直接受信を可能とすることを基本とし、又は、共聴施設の改修・整備を行うことが適切である。そのための道筋も、「地デジ難視地区対策計画（仮称）」で示すべきである。

⑤今後の市町村別ロードマップの在り方

昨年9月に、全国地上デジタル放送推進協議会が公表した「市町村別ロードマップ」は、市町村別にデジタル放送が視聴できる時期や世帯数等を示したものであり、このロードマップの公表により、各地方公共団体や視聴者が、地上デジタル放送が視聴できなくなる地域がどこなのかをおおむね認識することができた点は評価できる。

この市町村別ロードマップについては、中継局ロードマップの見直しに伴いデジタル放送が視聴できる時期や世帯数が変動することから、本年3月に策定された「中継局ロードマップ（第3版）」を踏まえて、本年6月末までに市町村別ロードマップのフォローアップを行うべきである。

しかし、この市町村別ロードマップは、計算機シミュレーションの結果であることから、これまでと同じ方法で、これ以上詳細な検討を行うことは現実的ではない。また、後述の「デジタル混信」によるデジタル難視聴地区の発生可能性が考慮されていないことや、ケーブルテレビのカバーエリアを反映していないこと等の問題もある。

そこで、市町村別ロードマップについては、本年6月末までに公表する市町村別ロードマップを衣替えし、前述の「地デジ難視地区対策計画（仮称）」を作成することにより、さらに正確な情報を地元地方公共団体や視聴者に提供するよう、取組を強化させるべきである。

2. デジタル混信

（1）現状

①デジタル混信の発生状況

他の電波からの混信のために地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害（デジタル混信）は既に一部の地域で発生しており、今後、中継局整備や受信機の普及が進展するにつれて拡大する可能性があることから、国及び放送事業者の緊密な協力関係のもと、発生実態を把握しつつ、対策を進める必要がある。

特に、最近では、山岳反射によるマルチパス現象や日本海で発生するラジオダクト現象（気象条件によってまれに発生する電波の異常伝搬現象）によってデジタル混信が発生しており、これらの現象は事前のシミュレーションでは予見が困難なものであることから、発生した場合は機動的に対応できるようにする必要がある。

デジタル混信が発生している具体的な地域としては、九州有明地域の一部や奈良県大和郡山市の一部等が確認されており、現在、測定調査等によって対策が検討されているところである。

また、中継局が整備途上であること等に起因し、本来向けるべきではない方向に視聴

者が受信アンテナを向けてしまっている場合に一部地域において受信障害（「過渡的混信現象」。）が発生することが懸念されている。この場合の受信障害は、アンテナを最適な中継局の方向に向ける等の調整によって解消が可能である。

②取組状況

以上のようなデジタル混信問題に対応するため、全国地上デジタル放送推進協議会において対策を検討する専門組織が設置され、具体的な取組が進められているところである。

この混信対策においては、その実施主体の在り方に関する整理が重要であるが、「デジタル放送推進のための行動計画」（第8次）（地上デジタル推進全国会議、平成19（2007）年11月30日）において、放送事業者の役割として、「無線局の免許人である放送事業者としての責務を果たすべく、主体的な対応の取組を行う」ものと整理され、政府としては、デジタル混信対策の推進のため、予算・制度立案等の面において支援策を検討することとされた。また、全国地上デジタル放送推進協議会においては本年4月、「デジタル混信対策の原則」が策定され、放送事業者は、デジタル混信の対策において関係する地域間で連携を取りつつ、主体的な取組を行うこととして、国の役割としては、放送事業者等に対する対策費用の補助支援スキームを平成20（2008）年度から立ち上げる予定であると整理された。

以上の整理を踏まえ、現在、放送事業者のデジタル混信対策について、混信を解消することを目的として補完的な中継局を置局する者又は共聴施設を設置する者に対して、国がその整備費用の一部を補助する公的支援措置が講じられている。

（2）審議会における議論

- ・ 地域密着型受信相談体制として「受信促進センター（仮称）」の設置が急務であり、国が中心となって各都道府県に設置すべき。同センターでは、放送局の置局計画、カバーエリアを把握し、地域ごとの混信や難視の実態を把握するとともに、視聴実態の調査、受信相談・指導、周知・広報を実施する必要がある。また、ケーブルテレビや共同受信施設のデジタル化の実態把握、指導も実施すべき。
- ・ 総務省のコールセンターへの相談内容として、「受信障害」や「混信」に関する相談が、平成19（2007）年度は飛躍的に増加している。このように相談件数が増加しているものが視聴者にとって問題になっているものであり、きちんと対策を講じることが必要。

（3）提言

①発生状況の把握

デジタル放送が良好に受信できない原因の一つとして、デジタル混信によるものが考えられるが、一般の視聴者においては、その原因がデジタル混信によるものであるかどうかの把握が困難な場合が多い。したがって、デジタル放送を良好に受信できるようにするための対策を行う前提として、国及び放送事業者は、継続的にデジタル混信の発生状況を把握するように努める必要がある。

特に、事前のシミュレーションでは把握しにくい山岳反射マルチパス現象やラジオダクト現象に対しては、その地域の放送事業者が十分に発生を警戒する必要がある。

②混信の発生に関する計算機シミュレーションの精査

デジタル混信は、シミュレーションによって発生場所や規模等を予測できる場合があることから、国及び放送事業者は、実地でのサンプル的な実測調査を行いつつ精査を行い、全国で発生が予想される地点の洗い出しが必要である。

さらに、平成20（2008）年度までに開局した中継局に係るものについては、国及び放送事業者は、発生が予測される地域で実態把握のための実地調査を「テレビ受信者支援センター（仮称）」と連携しつつ行い、実際に影響のある地区や世帯の見極めを平成21（2009）年夏までに完了する必要がある。

③既に発生している混信障害問題に対する対応

前記の実地調査等を通じて既に混信による受信障害の発生が確認されている地域に

においては、その地域の放送事業者が主体となりつつ、国の支援措置も活用し、対策の検討及び実施を速やかに完了する必要がある。このため、地域の放送事業者は、障害の状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの「対策計画」を作成する必要がある。

また、周波数の空きがないために平成23（2011）年春までに対策が完了しないと予想される地域については、必要に応じて、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象となることから、その地域の放送事業者は、上記の「対策計画」の立案と並行して対象となる地区のリスト作りに着手する必要がある。このため、平成20（2008）年度までに開局した放送局に係る受信障害について、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策が必要であるかどうかの見極めを含めた「対策計画」は平成21（2009）年夏までに作成を完了する必要がある。また、平成21（2009）年度以降の開局分の受信障害についても順次「対策計画」を作成する必要がある。対策方法として受信者において対策を行っていただく必要がある場合は、地域の放送事業者等は、「テレビ受信者支援センター（仮称）」と連携しつつ、周知広報活動を早急に開始する必要がある。

なお、デジタル混信問題は、一般視聴者には理解しづらい現象であるため、国と地域の放送事業者等が連携して障害発生状況等を説明した「対策計画」を地域に積極的に説明することで、混信によりデジタル放送を良好に受信できない方に理解をいただきつつ、早期の受信者対策に結びつけることが必要である。

④送受信対策の経費負担の在り方

本年度からデジタル混信の対策として補完的な中継局の設置及び共聴施設の設置について国の支援措置が講じられているところである。しかしながら、これらの手法は受信障害が発生する世帯が点在しているようなケースでは有効な対策とならないおそれがあることから、今後発生が予測される個別課題に即して、より経済的な対策手法の選択肢を増やす観点から、中継局のチャンネル切替や高性能な受信アンテナへの交換など前記以外の手法についての支援も検討されるべきである。

また、有限の放送用周波数の中でアナログとデジタルのサイマル放送を行っていることによって周波数が逼迫しているという事情がある中で、現実問題として混信による受信障害が各地で発生していることが確認されている現在の状況においても、放送事業者は混信が発生する可能性のあるチャンネルを使用せざるを得ない状況にありながら、早急かつ確実な対策が求められているという全体的な事情に配慮しつつ、混信対策の種類によっては受信者側にも対策費用が発生する場合があります、これらの受信者側への支援を含め、支援措置の見直しが必要である。

⑤マルチパスに有効なデジタル放送受信機等の開発・普及

デジタル放送の特徴として、複数の中継局から同じチャンネルで放送を行うSFN（Single Frequency Network：単一周波数ネットワーク）が可能となり、周波数の有効利用が実現できるメリットがある。ところが、デジタル混信の原因の一つとして、電波の異常伝搬によって想定外の遠距離から妨害波が到達することによってこのSFNが破綻する場合がある。このような破綻が発生した場合は、高性能なデジタル放送受信機（ガードインターバル越えの長遅延のマルチパスに対応した機能を具備したもの）を使用することで受信障害が解消されることが考えられることから、受信機メーカーによるこのようなデジタル放送受信機の開発・普及が望まれる。

また、デジタル混信対策の手法として、妨害源となる放送波を抑制しつつ希望する放送波のみを効率的に受信するアンテナを使用する方法があることから、このような高性能アンテナの普及に向けて、受信アンテナを製造・販売するメーカーによる開発等の取組が望まれる。

さらに、デジタル放送受信機や受信アンテナを購入した後にデジタル混信の受信障害の対応が必要となる場合があることから、デジタル放送受信機に外付けして使用するマルチパス対応のアダプタや容易に取り付けられる軽量の高性能受信アンテナの開発・普及も期待される。

⑥過渡的混信現象への対策

過渡的混信現象についても、早期に計算機シミュレーションを完了し、障害が予想さ

れる地域において、適正な中継局にアンテナを向けることなど過渡的混信現象を回避する方策について、国及び放送事業者が「テレビ受信者支援センター（仮称）」と連携しつつ周知広報活動を展開する必要がある。

3. ケーブルテレビ

（１）現状

- ・ ケーブルテレビへの加入世帯は、平成20（2008）年3月末現在、約2,194万世帯、世帯普及率は約42.4％になっているところである。特に、同月現在、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯は、約2,120万世帯に達しており、「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」に記載されたケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の普及目標上、当面の目標とされている平成20（2008）年の北京オリンピックの時点でのケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯数2,000万世帯を大きく上回っており、順調に推移しているところである。
- ・ また、ケーブルテレビにより地上デジタル放送を送信する上で前提となる、施設面における地上デジタル放送への対応に関する地域ごとの進捗予定として、平成19（2007）年8月に改訂した「ケーブルテレビの地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」においては、平成22（2010）年末時点でホームパス数のうち99.9％が地上デジタル放送に対応する予定となっている。
- ・ ケーブルテレビ施設の整備については、地域情報通信基盤整備推進交付金による支援を行っており、地上デジタル放送の対応を進める上でも有効に活用されているところである。

（２）審議会における議論

- ・ 富山の場合には、1世帯当たり3台から4台のテレビが現在ある。そして普及率が55％。だから、2011年になると相当のテレビが出てくるということと、それをデジタルに切り替えるという工事が出てくる。すなわち、この問題はピークが立つという問題。先ほどのリサイクルの問題でもピークが立つ。工事をやるにしてもピークが立つ。そういう問題を平準化するという観点を考えると、ケーブルテレビの利用者については、デジタルで受けたものをアナログで配信するという方法が一応考えられる。それには制度上の問題、技術的な問題等があるが、費用対効果という観点からは検討しておく必要がある。
- ・ ケーブルテレビについては、デジタル化により具体的にどのような対応をすとか、その対応をすることにより幾らかかるということを把握し、その上で、地デジ対応のケーブルの導入に対して国の予算を使うのかという議論をしていく必要がある。
- ・ ケーブルテレビにBSやCSを含む高いプランしかないということについては、そういう局は多くある。もともとケーブルテレビは多チャンネルを基本にしたビジネスモデルになっているからである。一方、地上波の再送信のみ安いプランというご要望があるということもよく承知している。したがって、現在ケーブルテレビ連盟で検討を始めているところであり、一定の方向性をできるだけ早く出したいと考えているが、最終的には各ケーブルテレビ事業者の判断になる。実施にあたっては、関係者のご支援も必要。

《オブザーバー等の意見》

- ・ デジタル放送への移行に伴うケーブルテレビ整備は、辺地共聴施設の改修等も不要となり、アナログ時の放送エリア100％カバーのための有効な手段である。ケーブルテレビ整備に対する国の助成制度である「地域情報通信基盤整備推進交付金」の補助率の拡充や採択要件の緩和を図ることを強く要望する。

（３）提言

① ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

ケーブルテレビ事業者においては、特に条件不利地域等における新設・延長等にあたっては国の支援制度等も活用しつつ、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期に、

すべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続きそのデジタル化を着実に遂行するとともに、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信を適切に実施していくべきである。また、ケーブルテレビにおける地上デジタル放送への完全移行に向け、総務省は、上記ロードマップにおいて平成22（2010）年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者に対し、本年末までに今後の対応方針を明確にするよう早期に働きかけを行うことが適当である。

②ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

ケーブルテレビ事業者は、従前より難視聴地域対策等の補完的役割を担ってきたところであるが、地上デジタル放送への完全移行に際しては、今般のケーブルテレビの普及状況等にかんがみ、既加入者のみならず加入を検討している視聴者への情報提供等を中心として以下の事項に積極的に取り組むべきである。

- ・ これまで、加入者に対してデジタル化への対応について周知を行っていないケーブルテレビ事業者は、できる限り早期に、すべての加入者に対して、地上デジタル放送再送信サービスの開始時期、内容、提供条件等のほか、加入者において契約変更その他の対応が必要な場合にはその旨を含め、パンフレットの配布や自主チャンネル等による周知を行う。
- ・ ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能エリア、加入費等の提供条件、工事費の目安などの情報をホームページに掲載する等、情報提供の充実に努めるとともに、視聴者等から問い合わせ等がなされた場合には相談窓口等において必要な情報が得られるよう適切に対応する。
- ・ 地上デジタル放送に関する周知等に際しては、上記の情報のほか、個別アンテナによる直接受信の可能性など、ケーブルテレビへの加入を検討している者をはじめとする視聴者等が合理的な比較考慮を行うために必要となる情報を、総務省等が作成するリーフレットも有効に活用しつつ、適切かつ的確に提供する。特に、高齢者等地上デジタル放送を受信するための情報が十分に行き渡らない可能性がある者に対しては、上記の情報の提供に限らず、特に丁寧な説明が必要となることに十分留意する。

また、ケーブルテレビへの加入の勧誘方法については、総務省のコールセンターや消費生活センターなどに営業活動や広告表示等に関する様々な意見が寄せられている。このため、ケーブルテレビ事業者は、加入の勧誘にあたって、上記のような情報の提供や丁寧な説明を行うとともに、業界団体は、説明等にあたっての統一的な基準の遵守を徹底すること、苦情等には統一的な窓口により対応し、その内容を調査した上で適正化に向けた指導を実施するなど、視聴者に誤解が生じることのないような取組を行うことが望まれる。

③共聴施設の現状把握等への協力

受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設等のデジタル化の促進に向け、国が中心となった取組が加速されることを踏まえ、ケーブルテレビ事業者においては、ケーブルテレビの公共性や社会的使命等にかんがみ、国等が行う共聴施設の施設設置者やデジタル化の現状等の把握、ケーブルテレビの利活用も含む早期のデジタル化に向けた働きかけ等の取組に可能な限り協力すべきである。

④地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進

アナログ放送においては、ケーブルテレビにより受信障害等の難視聴対策が多くなされておられ、地上デジタル放送においても有効な手段であると考えられることから、例えば、地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要である。

このようなサービスを含むケーブルテレビによる各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものではあるものの、国民から「地上放送しか視聴しないので、安価な料金で提供してほしい」といった意見等が多く寄せられていること、既に一部の事業者で導入さ

れている事例⁷等も参考に、ネットワークの構築や維持管理など必要最小限の費用を賄うための料金により地上デジタル放送のみの再送信サービスが提供されることが望ましい。

このため、ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタル放送のみの再送信サービスについて、具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組むべきである。

また、暫定的措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信することにより、ケーブルテレビ加入者はデジタル受信機を購入することなく、従来のアナログ受信機により一定期間地上デジタル放送を受信し続けることができるようになる。このようなアナログ変換による再送信サービスの暫定的導入については、消費者のケーブルテレビサービスへの信頼確保や残存するアナログ受信機対策にも資するものであることから、ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべきである。

なお、テレビジョン放送事業者は、自己の放送対象地域内において、ケーブルテレビ事業者がアナログ変換による再送信を行おうとする場合には、速やかに再送信同意をするよう努めることが望まれる。

4. IP再送信

(1) 現状

IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信（以下「IP同時再送信」という。）については、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための有効な手段であり、さらに都市部における地上デジタル放送の視聴方法の選択肢にも活用されることで、地上デジタル放送の一層の普及・促進に資することが期待される。平成18（2006）年8月の第3次中間答申を踏まえて、NHKと地上テレビジョン放送事業者が、地上デジタルテレビ放送のIP同時再送信等に関する技術・運用条件を審査する任意の機関として、地上デジタル放送補完再送信審査会を、平成18（2006）年10月19日に設置した。IP再送信を希望する電気通信役務利用放送事業者は、地上テレビジョン放送事業者への再送信同意申請書に、IP再送信方式に関する審査会の判定書と審査申請書類の写しを添えて同意申請を行うことができる、とされた。こうした手続きを前提に、本審査会では、電気通信役務利用放送事業者から提出されるIP再送信方式に関する申請内容の判定基準となる「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」の策定作業を進め、平成19（2007）年10月26日に公表した。そこでは、電気通信役務利用放送事業者が申請するIP同時再送信方式は、ガイドラインに定める、①技術要件、②運用条件、③他標準との関係、を満たすこととされた。また技術要件においては、①地域限定性、②著作権保護、③サービス・編成面の同一性、④技術面の同一性がうたわれた。

本ガイドラインが公表された後、IP同時再送信方式の審査を希望する電気通信役務利用放送事業者からの申請受付の準備が進められ、平成19（2007）年11月19日から申請受付が開始された。平成19（2007）年12月26日には、株式会社アイキャストが、条件付適合と判定された。地上テレビジョン放送事業者から提示された①ハイビジョン画質②2チャンネル送信③地域限定性、の条件を満たすため、IP再送信を実施するインフラはNGNとされた。

当初は地上テレビジョン放送事業者から再送信同意を取得できた場合には、平成20（2008）年3月末に地上デジタル放送のIP同時再送信の開始が予定されていたが、再送信同意の取得などの関係もあり、平成20（2008）年5月9日から、東京都内のNGN提供エリアにおいて、地上デジタル放送のIP同時再送信が開始された。視聴可能チャンネルは、NHK総合と教育、関東広域圏局、MXテレビ、放送大学とされた。平成20（2008）年5月23日から、大阪府内のNGN提供エリアにおいても、NHK総合と教育、近畿広域圏局、テレビ大阪を視聴可能チャンネルとして、地上デジタ

⁷ 地上デジタル放送のみの再送信サービスについては、月額500～1000円程度の料金（工事費、維持管理費は別）で提供されている事例がある。

ル放送のＩＰ同時再送信が開始された。なお、ＮＧＮのサービスエリアについては平成２２（２０１０）年度までに、現行の光アクセスサービスエリアにまで拡大することが予定されている。

（２）審議会における議論

- ・ 放送事業者及びケーブル事業者はかなり細かいロードマップを求められているが、ＩＰでの地デジの再送信が２０１０年に全国へということであるが、どういう機能のものが条件不利地域まで行くのかどうかを含めて、ＩＰのロードマップも示していただきたい。
- ・ 地デジへの対応方法としてのＩＰＴＶについてはエリア拡大を順次行う予定であり、２０１０年頃には全国拡大する予定である。代替方法の一つとしてＩＰＴＶをＤｐａのパンフレット中に入れることも今後の検討課題としていただきたい。
- ・ ＩＰによるテレビ受像器への配信サービス自体は、基本的に地上波の再送信のほかに、有料の多チャンネル放送やビデオオンデマンド、カラオケ、いろんなメニューを出しており、これらの有料契約をしているお客様にとっては、地上波再送信は無料で見ていただくということであるが、この有料のサービスが要らないという方について、地上波再送信だけのメニューも用意するというような形で、これから順次サービスを提供していきたい。
- ・ そもそもＩＰによる地デジの再送信というのは、当初の議論は、条件不利地域で活用できないかというところからスタートしている。仮に条件不利地域ができるのであれば、その他の地域もできるということで拡大されたわけだが、ほかの地域からまず始めることになっている。いわゆる条件不利地域についてどうするかということについての展望が全くない。今後の再送信同意については、条件不利地域に活用されるのであれば、放送事業者は喜んで同意はするという方向であるが、放送事業者は、中継局について、何年に、あるいは何月にどういう局をつくるというロードマップを作成して公表している。ＩＰ再送信は、２０１０年度、あるいは２０１０年度末という表現があるが、具体的にどういう形でどの地域に広がっていくのか。９０％というのは、アナログ放送で見られているところの９０％でもないと思うので、そういう意味で、全体でどの程度拡充されていくのか、そういう指標あるいは地域、あるいはロードマップのようなものを示していただければ、より放送事業者も理解しやすいと思う。
- ・ 光のアクセスがないところでは、地上波の再送信は品質が保てないということであり、今も光のアクセスがあるところの中にも条件不利地域というのが一部含まれている。順次光のアクセスのエリアをこれからも拡大はしていこうかと思っているが採算性の限度というのがあるので、すべてのエリアを光でカバーすること自体は現実にはちょっと無理ではないかと思っている。

ＮＧＮのエリアの拡大は、今のところ、少しアバウトな計画で、具体的には電話局ごとに装置を入れていくので、それぞれの地域で具体化していく段階で、できるだけ早く世の中の方には努力していきたい。

（３）提言

ＩＰ同時再送信は、第３次中間答申において提言した事項を踏まえて、サービスの提供が開始された。ＩＰ同時再送信は、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段と考えられており、その普及に向けた更なる取組が必要である。また、これまで本審議会でも議論されてきたとおり、ＩＰ同時再送信は、都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用されるべきであるが、その際、都市部のみ多数の「補完手段」が措置され、条件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態となることは避けるべきである。このため、通信事業者によるインフラ整備のための取組が期待される。

審議会としては、ＩＰ同時再送信によるサービスが、更に技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で、平成２２（２０１０）年末までにできるだけ広いサービスエリアで提供されるとともに、実施時期を示したロードマップが公表されるよう、国は、電気通信役務利用放送事業者に働きかけを行うことが必要であると考えます。

5. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策

(1) 現状

放送事業者は、アナログ放送において放送の電波によりカバーしている地域を、自助努力により100%カバーすることを基本として、デジタル中継局整備に取り組んでいる。また、中継局整備のほか、ケーブルテレビ事業者やIP再送信事業者などの努力により、ケーブルテレビやIP再送信などの手段により地上デジタル放送を視聴することができる地域が拡大しつつある。さらに、辺地共聴施設等については、国、NHK、地方公共団体、視聴者等が改修に向けて積極的に取り組んでいるところである。しかし、これらの取組にもかかわらず、平成23(2011)年時点において、デジタル放送を送り届けることができない地域が存在する場合でも、このような地域で難視聴を発生させることなく、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備するために、第4次中間答申を踏まえて、総務省と放送事業者で、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、昨年12月に「衛星によるセーフティネットに関する検討結果について」として公表した(別添1-1参照)。

また、本年5月に「衛星によるセーフティネットに関する追加検討結果について」を公表した(別添1-2参照)。なお、全国地上デジタル放送推進協議会の案では、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を「衛星セーフティネット」と表記している。

(2) 審議会における議論

(必要性等)

- ・ 国民すべてが等しく基幹放送である地上放送を視聴できるようにすべきであり、地上放送を視聴できない地域については、衛星セーフティネットの実施は暫定措置として止むを得ない。
- ・ 衛星セーフティネットの検討にあたっては、前提になる条件が幾つかある。一つは受信者の過大な負担になってはいけない。それから、例えばNHKと民放の受信機が別になるというようなこともあってはならない。今、最も普及している3波共用受信機が最適であろう。
- ・ アナログからデジタルに移行するために、どうしても電波が届かない世帯に、東京からの放送を緊急避難的に、暫定的にお届けするのが、衛星セーフティネットの性格。つなぎであるので、衛星セーフティネットが、現行の放送制度と矛盾があってはならない。例えば、東京の政見経歴放送はどうしても衛星セーフティネットで各地に流れてしまうといった観点から、無際限にどなたでも御覧になれる形では、いろいろな問題が出てくるのではないかといった多方面の検討が必要。
- ・ (アナログ放送終了計画案について) 終了半年前からの取組に進むためには、送信側の対策としては、BSを使う衛星セーフティネットの受信策が講じられていることが必須だと考えている。

(対象世帯)

- ・ 衛星セーフティネットの対象はアナログ難視も含めるべき。
- ・ 衛星セーフティネットの対象世帯は、地形で電波が届かない地区やデジタル波の特性により新たに難視聴等になる地区等のいわゆる「デジタル難視」と辺地共聴施設で受信点移設が困難な施設が対象。現在、アナログ放送で見えているのに、デジタル放送に移行すると見えなくなるという世帯を対象とすることを一番の前提としている(したがって、「アナログ難視」を対象とすべきではない)。
- ・ 国の負担による支援ということになった場合に、パラボラアンテナ等の支援ということになると、その対象は地上放送のデジタル化によって衛星セーフティネットによってしか放送サービスが享受できない世帯に対するこうした不利益変更の回避のための措置である。その意味では、アナログ難視世帯への支援ということは、この場合は対象外ではないか。アナログ難視世帯については、さまざまな問題があり、さまざまな解決のしようがあると思うが、この衛星セーフティネットのための支援ということとは別の論議をするべきではなかろうかと思う。

(対象世帯への支援・利用料負担)

- ・ 暫定的、緊急避難的な措置であるにもかかわらず、アンテナやチューナーを「自己負担」とするのはおかしい。
- ・ 衛星セーフティネットの費用負担については、地方公共団体にも住民にも負担は求めるべきではない。
- ・ 衛星セーフティネットについては、本来は必要のない施設や経費であれば、そのような負担は当事者に求めないで欲しい。
- ・ 衛星セーフティネット対象世帯が負担すべき費用は、普通の世帯が地デジ対応するために必要な費用であるべきであり、当該世帯が衛星セーフティネット終了後に地上波で地デジを見るときに使えるものに対する費用であるべき。それを超える費用まで負担させるべきではない。
- ・ 原則として、一般国民の場合には個人負担であることから、基本的な考え方としては、衛星セーフティネット対象世帯への支援の必要性はないと考える。ただし、衛星セーフティネット対象世帯のうち経済弱者に対しては支援を検討すべき。
- ・ 衛星セーフティネットは5年程度の期間限定された緊急措置であることなどから、地上系のネットワークでは必要とされていない機器購入や受信料などの負担を視聴者に求めるべきではない。
- ・ 視聴者に衛星セーフティネットの利用料を負担させるべきではない。
- ・ 設備の維持・管理等の費用の一部に充当する応分の衛星セーフティネット利用料を求めることは、国民負担の公平の考え方から妥当と考える。ただし、当該地域における経済弱者に対しては支援を検討すべき。
- ・ 視聴者に費用を求めるのであれば、対象地域・世帯を厳密に限定せずに、なるべく多くの世帯で「割り勘」にすれば、各世帯の負担を軽減できるのではないか。
- ・ 国の負担による支援ということになった場合、パラボラアンテナ等の支援ということになると、現在、BSデジタル放送を視聴している世帯は追加経費なしで衛星セーフティネットが利用できるというので、支援の対象ではないだろうと考えられる。
つまり、各世帯でデジタルテレビ1台が少なくとも必要だろうというのが最低限の衛星セーフティネットの在り方ということになるが、その基本線の引き方、それから、もしそうであるとすれば、そのためには最終的にどういう支援があり得るか、そのような観点で支援内容というのは考えていくべきであり、その具体性をさらに議論して詰めていく必要があるかと思う。

(その他)

- ・ 衛星セーフティネットとして衛星によるカバーを行う場合に、地域の情報が送れないという問題について、いつそれが解決するのかが示されていない。NHKの基幹放送、それも首都圏向けのもののみで、民放は在京キー局の番組しか見られず、コマーシャルは当然首都圏向けのものになってしまうことに関して、九州の方とか、東北、北海道の方が納得されるのかどうか、非常に心配である。
- ・ 衛星セーフティネットによる佐賀県と徳島県の事例について、ケーブルで100%視聴可能になる地区については、基本的には衛星セーフティネットの対象にする必要はない。二重投資はもったいないので、慎重に検討する必要がある。
- ・ NHKが行っている衛星第2の難視聴対応放送については、衛星セーフティネットとかなりオーバーラップする部分があるので、NHKとしてはできれば1本化する方向で考えていきたい。
- ・ 対象となる各世帯へは、個別に衛星セーフティネットの対象となった理由や必要な手続きなどについて、国放送事業者の責務において説明すべき。その際には、対象世帯においてもれなく手続きが実施されるよう、特に高齢者世帯などへ配慮すべき。
また同様に、通常の地上系ネットワークによる放送との差異(標準画質であること、複数編成番組・データ放送は提供されないこと、地域情報のないキー局放送であること等)があることについても、国及び放送事業者の責務において説明し、理解を得るよう努めるべき。
- ・ 審議会の答申の基本原則でもあるが、地上デジタル放送は地上波によって普及促進、カバーしていくのが原点である、こういう認識がまずある。そういう観点から言えば、衛星セーフティネットの送信経費負担が可能であるとすれば、むしろ中継局を一つで

も建設し、地上波によってカバーをしていくことを原則としてずらさないほうがいいと思う。あくまでも衛星セーフティネットはデジタル化による視聴者の不利益変更を回避するための暫定的で緊急避難的な措置だということをはっきりしておくべき。また、本来、現行制度で言えば、地域住民の放送サービスの享受というのは、地域放送サービスを受けるということが基本であるという趣旨からも、やはり地上波の整備ということになるかと思うが、放送事業者として地上波による整備については、経営上最大限の努力をして、ロードマップの拡充を進めてきている。その意味では、この問題についての経費は、やはり国による負担というのが放送制度上の意味から言っても適当。

《オブザーバー等の意見》

- ・ 「衛星によるセーフティネット」によって視聴できる放送について、地上デジタル放送への移行によって県民が不利益を被ることのないよう、アナログ放送と同様の受信環境を確保する必要がある、デジタル化により隣県放送が視聴不可能となる地域に対しては、アナログ放送で現に視聴している隣県放送系列局の放送も視聴できるようにすべき。

（３）提言

①暫定的な衛星利用による難視聴地域対策対象世帯の最小化

第四章の「１．中継局整備」の提言の「④難視聴世帯解消に向けた取組」で指摘したとおり、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象となる世帯は、現在アナログ放送が視聴できている世帯で、あらゆる手段を用いても、アナログ放送終了までに地上系の放送基盤でデジタル放送が送り届けられない世帯を基本とすべきである。したがって、「１．中継局整備」の提言の「④難視聴世帯解消に向けた取組」で指摘したとおり、

- ・ 放送事業者は、「市町村別ロードマップ」で示された「新たな難視世帯」及び「デジタル化困難共聴世帯」がある地区のうち、デジタル化によりテレビ放送が視聴できなくなる可能性のあるすべての対象地区のうち、既に中継局が電波発射を行っている地域に関する調査を実施
- ・ その調査結果を踏まえて、放送事業者は本年度内に当該対象地区における対策手法の検討を実施
- ・ 放送事業者及び総務省は、対策手法の選択肢を示した上で地元地方公共団体等関係者と調整して、来年夏までに、「地デジ難視地区対策計画（仮称）」を作成するとともに、地元地方公共団体との調整が終了し次第、同計画を更新すべき
- ・ 当該計画の対象とされなかったデジタル電波の未発射地域についても、電波が発射され次第、同様の対策計画が策定できるよう、事前に必要な準備を進め、遅くともすべての地域について平成２２（２０１０）年末までに対策計画を策定
- ・ 対策計画に基づき、平成２３（２０１１）年春までに、できる限り難視聴地域の解消対策を実施

というような取組を行うなど万全を期し、対象世帯を最小化した上で、暫定的・緊急避難的な措置として、衛星を利用した難視聴地域対策を実施すべきである。

なお、やむを得ずこの衛星による対策の対象となる世帯が、衛星による視聴に申し込みを行う前の段階において、地上系による放送が視聴可能となる時期ができる限り明確となるよう、国と放送事業者は、地元地方公共団体等関係者の協力を得て、前述の「地デジ難視地区対策計画（仮称）」で、衛星による再送信が終了するまでの地上系の放送基盤整備の道筋を示す必要がある。

②暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の実施方法

当審議会では、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の実施方法について、昨年１２月及び本年５月に全国地上デジタル放送推進協議会が公表した案（別添１－１及び別添１－２）を中心に、検討を行った。

なお全国地上デジタル放送推進協議会の案では、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を「衛星セーフティネット」と表記している。

全国地上デジタル放送推進協議会の案の内容は以下のとおりである。

- ・ 衛星セーフティネットは、その実施主体が、委託放送事業者としての認定を受けて

実施する。なお、実施主体は、放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい。

- ・ 使用する衛星は、放送衛星（17chを想定）とする。
- ・ 運用開始時期は、平成21（2009）年度内を目指す。衛星セーフティネット視聴希望者からの申請受付は、運用開始の3か月以上前から行うことが望ましい。
- ・ 実施主体は、地上デジタル放送を同時再送信することとし、同時再送信する放送は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビの7つの地上デジタル放送とする（NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとする）。なお、1の時間帯に標準画質により複数の地上デジタル放送が行われる場合には、主たる放送を同時再送信するものとする。
- ・ 実施主体が行う同時再送信は、標準画質で字幕放送付の放送（EPGは番組名のための簡易なEPGとし衛星セーフティネットの利用者以外にも表示、データ放送は無し）を、スクランブルをかけて行うことを基本とし、衛星セーフティネットの対象世帯のみに対して、スクランブルを解除する。なお、NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する。
- ・ 対象世帯は、当該世帯の地域を放送対象地域とする放送局（独立U局を除く。）について、直接デジタル電波が届かない世帯又はデジタル混信により視聴が困難となっている世帯であり、かつ共聴施設やケーブルテレビ等他の手段を用いてもデジタル放送が受信できない世帯とする。
- ・ 衛星セーフティネットは、アナログ放送の終了に伴い、これまでアナログテレビを視聴していた世帯が地上テレビ放送を視聴できなくなることがないように、暫定的・緊急避難的に行うものである。したがって、アナログ放送も受信できない世帯については、本来は衛星セーフティネットの対象とはならない。しかし、NHKについては、アナログ、デジタルにかかわらず、難視聴対策を実施する義務がある。また、民放事業者の放送についても、衛星セーフティネットの実施経費を国が負担する場合には、衛星セーフティネットの実施期間だけでもアナログ放送も受信できない世帯の視聴を可能とすべき、という考え方もある。そこで、NHKの放送についてはアナログ難視聴世帯を対象とすることとし、民放事業者の放送についてはアナログ難視聴世帯の視聴の扱いについて別途検討を行い、早急に結論を得る。
- ・ 対象世帯となり得る地域については、全国地上デジタル放送推進協議会のもと原則各放送対象地域単位で総務省（総合通信局等）及び放送事業者により組織されている地域協議会において検討を行い、地区名をリスト化する（「ホワイトリスト」）。実施主体は、このホワイトリストを公表し、衛星セーフティネット利用者からの申請を受け付ける。
- ・ 対象世帯で視聴可能な番組は、上記7つの放送局のうち、当該世帯を放送対象地域とする放送局のうち受信できない放送局に対応する放送局（NHK又はキー局）の放送とする。ただし、受信できない放送局が、複数の「キー局」の番組を受けて編成している放送局（クロスネット局）の場合には当該「キー局」のすべての放送局とする。
- ・ 民間放送局が1であるため他県の放送を視聴することが一般化している徳島県及び佐賀県において、衛星セーフティネットで視聴可能とする民放キー局をどの範囲まで可能とするかについては、地元地方公共団体と民放事業者と総務省とで調整を行う。その際には、ケーブルテレビ等の代替手段が整備されているか、衛星セーフティネットの対象となる規模がどの程度か等を勘案して調整を行う。また、調整の際には、衛星セーフティネット終了時点で他県の放送が視聴できることまでは確保されないことを踏まえて、衛星セーフティネット終了後の取扱いについても、併せて検討を行う。
- ・ 衛星セーフティネットの実施期間（終了時期）は、5年間（平成26（2014）年度内）を基本とする。
- ・ 衛星セーフティネットの利用者管理に必要な最低限度の経費を視聴者に負担を求めることが適当であるという考え方もある。これにより、対象世帯の厳格な限定等の効果も期待される。しかし、衛星セーフティネットの実施にあたっては、衛星セーフティネット利用者の理解を十分に得て実施する必要があるが、利用料負担について、理解を得ることは極めて困難であると想定されることから、利用料負担は求めないことを基本として調整を行う。なお、利用料負担を求めない場合には、他の方法により、実効ある対象世帯の限定等の措置を講じることを検討する。

上記の全国地上デジタル放送推進協議会の案は、当審議会における議論も踏まえて作成されたものであり、当審議会としては、この案により平成21（2009）年度内に衛星利用による難視聴地域対策が実施できるよう、国及び放送事業者において作業を進めるべきであると考えている。

③経費負担の在り方

衛星利用による難視聴地域対策は、放送のデジタル化に伴い、あらゆる努力を行ったとしても、どうしても地上系の放送を受信できなくなる視聴者が生じないように、地上系の放送基盤が整備されるまでの間、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じて放送を送信するものである。

やむを得ずこの対象となる世帯は、地上系の伝送手段を通じて放送を受信することができるまでの間、衛星を通じて地上デジタル放送の番組を視聴せざるを得ないが、衛星による放送は、全国一律の放送であり、関東広域圏以外の地域の視聴者には地域の情報が入手できなくなること、標準画質による放送になるほか、データ放送など一部のサービスが受けられないことなど、地上系の放送により本来受けられるべきサービスと同等のサービスが受けられない。したがって、この対策を実施するために送信側に要する経費や、受信のために地上系の伝送手段による放送を受信するために必要な経費を超えた経費の負担を視聴者に求めることは適当ではない。以上のような考え方から、送信に要する経費については国と放送事業者が負担し、受信のために要する経費については受信者に過度な負担とならないよう国において措置することが適当である。

送信側の経費を国と放送事業者で負担するにあたっては、この衛星による対策が、電波法に定められた10年間の期限内にアナログ放送を確実に終了することができるようにするために行うものであり、その限られた期間内に、放送事業者が過去50年間かけて構築してきたアナログ放送の地上系ネットワークと同じエリアをカバーしようとするものであることを踏まえて負担の在り方について決めることが適当であると考えている。特に、同一の限られた周波数帯域の中でアナログ放送とデジタル放送を送信していることから、デジタル放送を送信するための周波数を確保できない事情があることも考慮すべきである。

したがって、送信側の経費負担は、アナログ放送の終了期限を定めた国の負担において行うことを基本としつつ、放送法においてテレビ放送があまねく全国において受信できるよう措置する義務がNHKに課されていること等も踏まえて、放送事業者の経費負担の在り方についても検討することが適当と考える。

受信側の経費負担については、この対策の対象とならざるを得ない世帯に対して、アナログ放送を視聴していた世帯がデジタル対応するために通常必要となる経費を超えた負担を求めることは適切ではないことから、BSデジタル放送を各世帯で視聴するために、最低限必要となる初期経費（パラボラアンテナ、アンテナ設置工事及び宅内配線工事、BSデジタルチューナー（1台））について、国が支援をすべきである。

また、支援の対象となる世帯は、当該世帯がある地域を放送対象地域とする放送局（独立U局を除く）の地上アナログ放送を視聴している世帯（住所に限り、別荘等は含まない。）であって、その放送局の地上デジタル放送が視聴できなくなる世帯に限定すべきである。したがって、アナログ放送も視聴できない世帯（「アナログ難視聴世帯」）は、支援の対象とはしないことが適切である。

また、支援を行う際には、既にBSデジタル放送を視聴できる世帯は支援対象外とすることとし、BSデジタル放送に対応したチューナー又はデジタルテレビを所有している世帯に対してはBSデジタルチューナーは給付しないこととするなど、支援対象は必要最低限の機器に厳格に限定すべきである。

なお、暫定的に衛星を利用するための固有の利用料のようなものを利用者に求めるべきではない。